

令和 6 年 10 月 4 日

# 長野県議会（定例会）会議録

第 5 号



令和 6 年 9 月  
第 435 回長野県議会(定例会)会議録 (第 5 号)

令和 6 年 10 月 4 日 (金曜日)

出席議員 (56 名)

|      |             |      |           |
|------|-------------|------|-----------|
| 1 番  | 竹 村 直 子     | 27 番 | 小 山 仁 志   |
| 2 番  | 小 林 陽 子     | 28 番 | 竹 内 正 美   |
| 3 番  | 林 和 明       | 29 番 | 宮 下 克 彦   |
| 4 番  | 勝 山 秀 夫     | 30 番 | 大 畑 俊 隆   |
| 5 番  | グ レ ー ト 無 茶 | 31 番 | 寺 沢 功 希   |
| 6 番  | 奥 村 健 仁     | 32 番 | 共 田 武 史   |
| 7 番  | 青 木 崇       | 33 番 | 高 島 陽 子   |
| 8 番  | 垣 内 将 邦     | 34 番 | 荒 井 武 志   |
| 9 番  | 早 川 大 地     | 35 番 | 埋 橋 茂 人   |
| 10 番 | 佐 藤 千 枝     | 36 番 | 続 木 幹 夫   |
| 11 番 | 丸 山 寿 子     | 37 番 | 中 川 博 司   |
| 12 番 | 小 林 君 男     | 38 番 | 両 角 友 成   |
| 13 番 | 勝 野 智 行     | 39 番 | 清 水 純 子   |
| 14 番 | 加 藤 康 治     | 40 番 | 小 池 久 長   |
| 15 番 | 小 林 あ や     | 41 番 | 酒 井 茂     |
| 16 番 | 清 水 正 康     | 42 番 | 堀 内 孝 人   |
| 17 番 | 向 山 賢 悟     | 43 番 | 依 田 明 善   |
| 18 番 | 山 田 英 喜     | 44 番 | 山 岸 喜 昭   |
| 19 番 | 大 井 岳 夫     | 45 番 | 小 林 東 一 郎 |
| 20 番 | 丸 茂 岳 人     | 47 番 | 毛 利 栄 子   |
| 21 番 | 花 岡 賢 一     | 48 番 | 和 田 明 子   |
| 22 番 | 望 月 義 寿     | 49 番 | 宮 澤 敏 文   |
| 23 番 | 山 口 典 久     | 50 番 | 丸 山 栄 一   |
| 24 番 | 藤 岡 義 英     | 51 番 | 小 池 清     |
| 25 番 | 川 上 信 彦     | 52 番 | 宮 本 衡 司   |
| 26 番 | 百 瀬 智 之     | 53 番 | 西 沢 正 隆   |

54 番 風 間 辰 一  
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清  
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一  
副 知 事 関 昇 一 郎  
危機管理監兼危  
機管理部長 前 沢 直 隆  
企画振興部長 中 村 徹  
企画振興部交通  
政策局長 小 林 真 人  
総 務 部 長 渡 辺 高 秀  
県民文化部長 直 江 崇  
県民文化部こど  
も若者局長 高 橋 寿 明  
健康福祉部長 笹 渕 美 香  
環 境 部 長 諏 訪 孝 治  
産業労働部長 田 中 達 也  
産業労働部営業  
局長 合 津 俊 雄  
観光スポーツ部長 加 藤 浩

農 政 部 長 小 林 茂 樹  
林 務 部 長 須 藤 俊 一  
建 設 部 長 新 田 恭 士  
建設部リニア整  
備推進局長 室 賀 荘 一 郎  
会計管理者兼会  
計局長 尾 島 信 久  
公営企業管理者  
企業局長事務取扱 吉 沢 正  
財 政 課 長 新 納 範 久  
教 育 長 武 田 育 夫  
教 育 次 長 米 沢 一 馬  
教 育 次 長 曾 根 原 好 彦  
警 察 本 部 長 鈴 木 達 也  
警 務 部 長 長 瀬 悠  
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 涉  
議 事 課 長 矢 島 武  
議事課企画幹兼  
課長補佐 山 本 千 鶴 子  
議事課委員会係長 風 間 真 楠

議事課担当係長 萩 原 晴 香  
総務課庶務係長 矢 島 修 治  
総 務 課 主 査 池 田 光  
総 務 課 主 任 東 方 啓 太

## 令和6年10月4日（金曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

陳情取下げの件（日程追加）

議員提出議案（日程追加）

---

### 本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

請願・陳情提出報告、委員会付託

陳情取下げの件

議員提出議案

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

---

### ●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、林和明議員。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君）おはようございます。本日で一般質問も4日目となりますが、元気いっばいに質問をしてみたいと思います。私からは、自転車の活用推進、普及促進等について、また、直近行われる道交法改正や安全対策について順次質問をしていきます。

言うまでもなく、長野県は車社会です。しかし、あらゆる物の値段が上がり、物価高騰が進んでいる中、ガソリン代も高止まりが続き、確実に県民の暮らしを圧迫しています。県民の声を代弁し、ガソリン高に対する長野県の具体的な対策を講じてほしいと6月議会で質問させていただきましたが、ガソリン高に関する原因や間接的な対策のみで、直接的、具体的な解決策に関する答弁がなく、賃上げが物価高に追いついていないことで、県民の負担感は増す一方だと感じています。

県が目標として掲げているゼロカーボン施策がありますが、それを実現しながら移動できる手段は自転車であると思ひ至り、今回の質問のテーマを自転車による社会課題の解決としたいと思ひます。

自転車は、高齢者免許返納後の移動手段や幼児の送迎、学生の通学手段、または公共交通を生かし残していくための連携もさることながら、適度な負荷による運動としての健康増進等、自転車の利用促進を進めるためのメリットは多くあると感じています。

そこで、最初に伺っていきますが、県では、自転車の活用推進に関して、令和5年3月に、令和9年度までを計画期間とする第2次長野県自転車活用推進計画を策定し、様々な取組を掲げて施策を進めているものと承知しています。策定2年目を迎えたこの第2次長野県自転車活用推進計画に基づき、現在の社会情勢の変化などを踏まえ、特にどのような点に重点を置きながら自転車活用推進に向けた取組を進めているのか、県民文化部長に伺います。

続いて、長野県のこの雄大な自然が観光資源であるという認識から、その観光資源を活用するためにサイクルツーリズムという手法がありますが、自転車の観光活用という観点から、令和5年4月に公表となった県内一周ルート、ジャパンアルプスサイクリングロードの走行環境整備や、インバウンドを含めた情報発信などを継続して行うことが重要と考えます。ジャパンアルプスサイクリングロードの魅力を高めていく取組について、その進捗状況を観光スポーツ部長に伺います。

また、県内には、ジャパンアルプスサイクリングロードだけではなく、市町村等が定める地域のサイクリングロードも多くあると承知しています。観光振興税の用途としてサイクリングロードの整備に充てられるとありました。

サイクリングは、車よりはゆっくりと辺りを確認しながら進んでいくことから、県内各地の観光地をじっくりと見て回れる。歩いたり自転車に乗って移動すると、風景や道のささいな状況に気づくこともあります。

私の地元の青木村では、青木トンネルの早期開通のための機運が高まっていますが、住民主体でその予定地である青木峠をコースとしたツール・ド・青木峠といった取組を実施して内外から人のにぎわいを創出し、観光という観点、また、整備促進という観点においても自転車が活用されている事例があります。サイクリングロードや自転車の活用が地域振興に有効であると考えますが、県としてそれらサイクリングロードの数などの実態を把握しているのか、観光スポーツ部長に伺います。

バスやタクシーの運転手不足が深刻化する中、公共交通を維持存続させて観光客の足の確保をするという課題に対するアプローチとして、自転車の活用推進、特に町中に設置されたポートを起点に自由に乗り降り可能なシェアサイクルの普及は有効な施策の一つと考えられます。

東京や大阪等の都市圏や国内の観光地では、シェアサイクルやキックボードが公共交通を補完するための移動手段として普及して、観光客の移動手段、または、地元住民の生活の足として活用されています。

私の地元の上田市でも、上田市千曲市広域シェアサイクルの実証実験が行われ、移動手段として活用される場面を多く見かけます。さらに、上田のローカル鉄道である別所線では、定期券購入者にシェアサイクルの月額利用料を無料とする取組が行われて、公共交通機関とシェアサイクルを連携させた取組や、シェアサイクルに乗った方が地元商店を利用することにより特典が受けられることから、交通手段を商業振興に組み合わせる取組が今年より始まるなど、シェアサイクルの活用が進んでいると承知しています。

いまだ県内各地において網羅されているとは言えませんが、普及促進のためには、駅やバス停、商業施設への設置はもちろん、県有地や公共施設へのポート設置が有効ではないでしょうか。

ここでお聞きしますが、これまで、しなの鉄道が、自転車持込み可能なサイクリートレインを運行した事例もあり、公共交通とシェアサイクルを組み合わせることで相乗効果が得られると考えられることから、観光客の移動手段の一つとしてシェアサイクルを普及促進していくことに対する県としての考えや課題認識を観光スポーツ部長に伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には第2次長野県自転車活用推進計画に基づく取組につきましてお尋ねを頂戴いたしております。

この計画では、安全・安心、利用環境、健康・環境負荷、観光の四つの重点分野を掲げておりまして、これに基づいて主な取組を行っているところでございます。

主な分野ごとの取組でございますが、安全・安心分野では、誤った通行方法によります自転車事故が依然として多いことから、これら事故の削減のため、自転車に関する交通ルールの周知、そして安全教育により注力いたしまして、全ての人が自転車を安全に利用する信州を実現してまいります。

また、利用環境の分野では、自動車や歩行者との分離等によります自転車の通行空間の確保が急務となっておりますことから、矢羽根型の路面標示や自転車専用通行帯等の整備をいたしまして、自転車を利用するライフスタイルに合いましたまちづくりを推進してまいります。

また、健康・環境負荷の分野でございますが、自転車による健康づくりや、長野県ゼロカーボン戦略を踏まえました二酸化炭素排出量の低減に有効な交通手段への転換を推進いたしまして、人も自然も健康な信州を実現してまいります。

さらに、観光分野におきましては、雄大な景観や起伏に富んだ地形などを生かしたサイクル

ツーリズムの推進によりまして、国内外から誘客を促進し、地域の振興につなげるため、走行環境の整備や情報発信等を通じましたジャパンアルプスサイクリングブランドの構築といった取組を進めているところでございます。

県の関係部局に加えまして、市町村、そして四つの重点分野に関わります団体が参加いたします長野県自転車活用推進計画ネットワーク会議での意見交換などを通じまして、事業者や県民とが相互に連携を図りながらこれらの施策を総合的かつ計画的に進めていくことによりまして、自転車の活用推進に努めてまいります。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には三つの質問でございます。

まず、ジャパンアルプスサイクリングロードの取組についての進捗状況ということでございます。

総延長878キロを誇りますジャパンアルプスサイクリングロードは、山岳や高原、名所旧跡など長野県の魅力を十分に堪能できるルートでございまして、周遊を促すコンテンツとしての整備や情報発信などを継続的に実施しているところでございます。

ルートを公表いたしました昨年度は、官民が連携した団体でございますジャパンアルプスサイクリングプロジェクトが運営しております専用サイトによる情報発信をはじめ、イベントでのルートの周知、県が管理する道路の矢羽根型路面標示や案内看板の整備などに取り組んでまいりました。

また、今年度は、専用サイトでの情報発信やルートマップを活用したPRに加えまして、地域で活躍できるサイクリングガイドの育成講座の開催や、インフルエンサーを招聘いたしましたイベントによりルートの魅力発信をしているところでございます。

次に、県内サイクリングロードの実態の把握についてでございます。

第2次長野県自転車活用推進計画では、県内各地域で策定したサイクルルート数を目標値の一つとして設定しており、その進捗状況を把握するため、県では毎年市町村などのサイクルルートを調査しております。

最新の調査結果は、令和5年度末時点になりますけれども、市町村のルートとして149、また、市町村を越える広域のルートとして113、合わせて262のルートがございまして。なお、計画策定時の現状値として調査いたしました令和3年度末時点におけるルートは170でございましたので、その後の2年間で92のルートが増加した状況でございます。

最後に、シェアサイクルの観光への普及についてでございます。

シェアサイクルは、公共交通機関と連携することで観光地を周遊するための利便性の向上に

つながるほか、自転車の利用がゼロカーボンや健康増進に寄与するなど、サステナブルな移動手段の一つと認識しているところでございます。

一方で、シェアサイクルの導入に当たりましては、例えば安定した利用者の確保に向けた事業の採算性や、公共交通機関と結節するサイクルポートの設置などの利便性の向上、それから自転車の通行空間の整備による利用者の安全・安心の確保など、課題もあると考えております。

こうした状況を踏まえまして、観光におけるシェアサイクルの在り方につきましては、先進事例や実証実験などの動向を注視するとともに、観光客の利便性向上に資する観光MaaSでの活用などについて検討してまいります。

以上でございます。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君）それぞれ御答弁をいただきました。ここまで、自転車のメリット、活用策について提案、質問してきましたが、シェアサイクル、キックボードが普及した地域では、それに関する新たな課題も生まれています。

自転車、キックボードに乗り慣れない方が事故を起こしてしまうこと。インバウンドで訪れた観光客の方に日本の道路交通法が伝わっていないこと。シェアサイクルのサービスの中には努力義務化されたヘルメットが備わっていないこと。自転車は便利な乗り物ではありますが、車両に分類されることから、使い方を誤ると事故や罰則の対象になります。

子供から御高齢の方まで幅広い世代が様々な場所で使用することから、ルールや制度の周知啓発を行うことのソフト対策、また、曖昧になる場面が多い車道走行が原則であるというルールを守り、安全に走行ができるための道路整備などのハード対策の二つについて質問を行っていきます。

自転車に関する道交法改正等については、免許証のない方も自転車に乗ることから、安全に乗るためのルールを、改正の都度、幅広い世代に広く周知する必要があると感じています。特に、来月から改正道路交通法が施行され、自転車の酒気帯び運転やスマートフォンを使用しながら自転車を運転するながらスマホの罰則が規定されるが、自転車であれ、重大な事故につながる違反であることから、周知啓発を現在までにどのように行っているか、伺います。

続いて、自動車との接触事故や、転倒した際の頭部へのリスクが大きいことから、令和5年4月から努力義務化された自転車乗車時のヘルメット着用について、ヘルメット購入補助などを行っている自治体もあり、安全意識は高まっていると感じますが、全国都道府県別にヘルメットの着用率は差があることから、着用促進のために一層取り組む必要があると感じます。

ここで伺いますが、県内でのヘルメット着用率と着用促進施策の取組内容、また、特に学生に対する取組状況について伺います。

自動車では、交通違反に関する道路での取締りを行う場面を見かけますが、今後、自転車に関する青切符の導入が予定されていることから、自動車と同様に自転車の交通違反が起りやすい箇所、意識啓発につなげるよう自転車の違反に対する警告や取締りも必要になるのではと感じますが、これまでの状況について伺います。

自転車は車道走行が原則ではありますが、車道を安全に走行するためには、道路整備において自転車レーンが必要であると感じます。県内の自転車レーンの整備状況と、自転車レーンの整備が困難な狭い道路における安全対策について伺います。

最後に、車道走行が原則であると分かっているにもかかわらず、車道が狭い場合、車との距離が確保できず、車道を走行することが危険で自転車の走行が困難な箇所がまだ多くあります。自転車の歩道走行がやむを得ない場合の具体的な状況について、ここまでの5問を警察本部長へ伺います。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）警察には自転車に関する道路交通法の改正等について5点御質問をいただきました。

まず、1点目の本年11月1日から施行されます道路交通法の改正点についてお答えいたします。

今回の改正により、自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。具体的には、自転車を運転する場合、携帯電話を通話のために使用すること及び画面を注視することを禁止する、いわゆるながらスマホを禁止する規定、それからもう一つ、酒気帯び運転を禁止する規定、この二つが加わりました。

現在、長野県警察のホームページにおいて、法改正の概要と罰則が記載された広報用のチラシを掲載しているほか、ポスターの掲示やチラシの配布により周知を図っております。引き続きホームページ等の広報媒体で発信を行うとともに、関係機関・団体と連携し、自転車安全教室や各種啓発等において周知を進めてまいります。

次に、2点目の自転車乗車時のヘルメットの着用状況と着用促進に向けた取組状況についてお答えいたします。

自転車乗車用ヘルメットの着用率につきましては、昨年7月の全国調査では、全国平均が13.5%、当県の着用率は17.3%であり、全国の着用率を3.8ポイント上回り、順位は12位でした。今年7月の調査では、全国平均が17.0%のところ当県は34.7%まで向上し、全国の着用率を17.7ポイント上回り、順位は全国4位となりました。

県警察では、これまでも、県や関係機関・団体と連携しながら、街頭啓発や交通安全教育などを通じて命を守るヘルメットを着用することの重要性を訴えかけてまいりました。特に、学生に向けた取組といたしましては、小中学生に比べて着用率が低い高校生への対策として、教

育委員会や学校へ着用促進に向けた働きかけを行うとともに、今年度から新たに県下の高校24校を信州グッドチャリダーモデル校に指定し、生徒会や教職員と連携したヘルメット着用の呼びかけや着用率調査等、ヘルメット着用の機運を高める取組を進めているところです。今後も、自転車乗車時のヘルメット着用が当たり前となる環境の構築に向けてさらなる取組を推進してまいります。

次に、3点目の自転車の違反に対する取締り状況についてお答えします。

令和6年8月末の自転車による交通違反の取締り件数は6件であります。その内訳は、警報器が吹鳴中に踏切内に立ち入る遮断踏切立入りが4件、止まれ標識のある交差点で止まらずに進行する指定場所一時不停止が2件です。

このほか、自転車の交通違反のうち悪質性、危険性が低い等の理由から検挙を行わない場合には、自転車利用者に対してイエローカードと呼ばれる指導警告票を交付して指導しておりますが、このイエローカードにより指導した件数は2,456件です。

続きまして、4点目の普通自転車専用通行帯、いわゆる自転車レーンの整備状況についてお答えいたします。

県警察では、自転車の交通の安全と円滑を図るため、これまで、自転車レーンを整備しており、令和6年3月末時点において、県下で26区間、総距離約16キロメートルを整備しています。

また、自転車レーンの整備が困難な狭い道路では、道路管理者と連携し、道路の自転車が通行する部分に矢羽根型路面標示や自転車のピクトグラムなどの法定外表示を設置することで自転車の通行位置と方向を明示して、安全な走行を促すなどの安全対策を行っております。引き続き道路管理者と連携して安全な自転車走行空間の確保に努めてまいります。

最後に、5点目、自転車の歩道通行についてお答えいたします。

道路交通法により、自転車は車道を通行することが定められていますが、例外として歩道を通行できる場合が三つ規定されています。一つ目は、普通自転車が歩道を通行できる道路標識が設置されている場合。二つ目は、運転者が13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の障がいにより車道通行に支障がある方の場合。三つ目が、車道の左側部分を通行することが困難な場合、自転車の通行の安全を確保するために歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合です。

今御質問いただきました歩道走行がやむを得ない具体的状況につきましては、道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場所を通行する場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合などが挙げられます。

以上でございます。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君）それぞれ御答弁をいただきました。様々な社会課題がありますが、自転車のような当たり前と組み合わせることで、それらの社会課題の解決が少しずつ進んでいけたらいいなと私は思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、勝野智行議員。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）おはようございます。公明党長野県議団、松本市・東筑摩郡区選出の勝野智行でございます。通告に従い、私見を交え、質問をさせていただきます。

今回は、不登校児童生徒への支援と教職員が働きやすい環境の整備について。

不登校の高校生は、現在、全国で約6万人と増え続けております。本県も不登校児童生徒数は増加傾向で、高校においては、令和4年度949人おり、1校当たり各学年に3人から4人いることとなります。

このような状況を踏まえてか、文部科学省初等中等教育局長から、本年2月13日付で、各都道府県教育長や各都道府県知事宛てに「高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について」との通知、以下、文科省の通知といたしますが、されております。これは、学校教育法施行規則の一部を改正し、年々増加している高等学校の全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会を確保するため、同時双方向型の遠隔授業及び通信教育の活用を合計36単位まで可能とすること。また、そのことを学校長判断で出席扱いにすることや単位認定を可能とし、学習意欲がありながらも登校できない生徒が原級留置、いわゆる留年、転学、中途退学することなく学びを継続することができ、在籍校において進級、卒業できることを期待するものであります。

県教育委員会は、3月19日、この文科省の通知の内容を、教育長から県立高等学校長宛てに、校内の共通理解を図り、教職員をはじめ生徒、保護者等にも十分な周知がなされるようにと通知しております。

文科省の通知では、本改正は本年4月1日に施行することとしていましたが、学校現場においてなかなか実行されていなかったということからか、7月10日に教育長から本件に関する教職員周知資料を県立高等学校長宛てに追加通知されております。それでもなお今回の改正の趣旨に沿った校内体制が整えられていない学校があるように思います。

その要因の一つになっていると思われるのが、オンライン授業での受講を出席扱いにするのはいかがなものかと話されている先生の存在であります。発言の真意は分かりませんが、このような考えでいる教員の意識を変える必要があるのではと考えます。

また、ある学校においては、不登校の生徒に、原則登校。学校の指示に従わないと困る。学校に来なければ留年か転学か退学かなどと文科省の通知と正反対の対応を取っていた学校があったとお聞きいたしました。これが事実であったならば、学校への不信や怒りも噴出、誠に残念に思います。教育長はどう感じられるでしょうか。

こうしたことを踏まえまして、以下、教育長にお聞きいたします。

県教育委員会として、各学校長宛てに通知した内容の取組が各学校において実行されているのか、状況を把握されておりますでしょうか。また、学校現場においてなかなか通知の趣旨に沿った校内体制が整えられなかった要因をどのように捉えておりますか。さらに、県教育委員会はそのような状況にある学校に対してどのような対応や支援をされてきたのか、お伺いいたします。

文科省の通知には、学校長判断で出席扱い、単位認定を可能とする旨の記載がありますが、同じ県内の高校によって、ましてや同じ圏域、自治体にある学校によって違いが生じるのは好ましくないと考えます。県教育委員会として基準の統一を図るべきと考えますが、見解を伺います。

全国では、現在、義務教育段階の不登校児童生徒の数は10年連続で増加しており、特に令和3年度、4年度には2年連続で20万人を超えて、過去最多を更新しております。他方、学校外の機関等で相談、指導等を受けたり、自宅においてICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いされる児童生徒の数も増加傾向にあります。本県においても同様の状況にあり、小中学校における不登校児童生徒数は、令和4年度、5,735人で、前年度比1,028人増加しております。

こうした状況を踏まえ、文部科学省は、不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績に反映できることを法令上明確化するため、学校教育法施行規則を改正し、去る8月29日付で関係法令を公布、施行し、各都道府県教育委員会などに通知いたしました。これは、公明党が国に提言していたことですが、この改正は、不登校児童生徒の成績評価を行う際、学校長の判断で欠席中の学習成果を考慮できることとするものであります。

本県には、県立中学校が2校あります。既に周知していただいていると思いますが、文部科学省の今回の改正趣旨に沿った扱いをするということによろしいでしょうか。また、その際、不登校生徒の学習状況の把握はどのようにされるのか、お伺いいたします。

また、この通知では、各教育委員会等において効果的な周知の工夫を行っていただきたい旨が記載されております。県教育委員会としての周知の取組についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 不登校児童生徒への支援等に関わって4点の御質問をいただきました。  
まず、通知内容の実施状況と体制の整備についてでございます。

実施状況につきましては、不登校生徒に対してオンライン授業や通信教育による支援を行っている高校を確認したところ、9月末現在で20課程あると承知しております。体制整備に時間を要している要因といたしましては、文部科学省から通知のあった本年2月から3月は、高校においては選抜業務や新年度準備等の業務が重なり、十分に検討する時間の確保が難しかったのではないかと考えられます。

また、高校においては、これまで出席状況を単位認定の重要な要件の一つとしてきた経緯があり、柔軟な学び方や支援方法のルールを変えるためには慎重な検討を要し、一定の時間がかかっているものと認識しております。

県教育委員会の対応や支援についてでございますが、通知について、校長会で、単位履修・修得や不登校生徒の学びの継続支援の必要性など本通知の趣旨を複数回説明してきております。また、本年7月には、実施に関するQアンドAを作成して配付し、各校が校内の共通理解を得ることができるよう支援をしてきているところでございます。

続きまして、判断基準の統一についてでございますが、高等学校においては、学校により設置科目に違いがあり、専門学科の実習や実験、資格取得に要する教科等、オンライン授業や通信教育の実施が困難な科目もございます。

また、不登校生徒は個別の状況が異なるため、学びの継続支援を行う判断基準の統一を図ることは難しいと考えておりますが、単位認定の基準の客観性や公平性を担保することもまた重要であると認識しております。したがって、今後、学校間の情報共有をしっかりと行い、不登校生徒の学びのよりよい支援について研究を進めてまいります。

3点目でございます。県立中学校における対応と学習状況の把握についてでございます。

文部科学省からの不登校児童生徒の学習評価に関する通知は、平成15年から複数回発出されており、県立中学校では通知に沿った対応をしてきております。今回の法令改正の通知により、改めてその内容を確認し、適切な支援を行っているものと承知しております。

学習状況の把握につきましては、1人1台端末を活用し、不登校生徒にオンラインによる授業配信を行うとともに、インターネットのクラウドを介して学習プリント等をやり取りし、確認をしているところでございます。また、必要に応じて家庭訪問を実施し、対面による学習状況の把握にも努めているところでございます。

県教育委員会の取組についてのお尋ねでございます。

不登校児童生徒、保護者、教職員、不登校支援関係者の共通認識の下、学習評価が適切に行われることは、当該児童生徒がどこでも安心して学びを継続できるために大変重要であると認

識しております。

このため、県教育委員会では、不登校児童生徒の学びのサポートガイド「はばたき(vol.2)」を作成し、その中で、学習評価の仕組み、不登校児童生徒の学習評価に関するQ&A、学習評価の具体例を掲載し、周知に努めております。当該冊子は、全ての市町村教育委員会、公立・私立の小中学校、高校、特別支援学校、フリースクールに配付し、校長会、教頭研修、生徒指導に関わる研修会、フリースクール関係者の会議等で活用していただいているところがございます。また、県教育委員会のホームページにも掲載し、保護者など広く関係者が閲覧できるよう配慮し、問合せ等にも対応しているところがございます。

今後も、当該冊子を活用して、不登校児童生徒の学習評価が適切に行われることについてしっかりと認識されるよう取り組んでまいります。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）文部科学省からの通知に対する県の取組等について、教育長からそれぞれ御答弁いただきました。不登校児童生徒がいる全ての小中高等学校において、この文部科学省からの通知の意図どおりに子供たちの学びと評価が保障される環境になることを願います。

それでは、2回目の質問に入ります。以下も教育長にお聞きいたします。

県教育委員会は、先ほど紹介した文部科学省からの8月29日付通知内容を、9月2日付で県内の各市町村教育委員会に送付されていると承知しております。これを含めた各学校における不登校児童生徒への対応状況について、県教育委員会は確認されているのでしょうか。

また、各学校における不登校児童生徒への支援に対する課題の解決に向けてどのような取組を実施されているのか、お伺いいたします。

不登校児童生徒がいる学校等に対し、各教育事務所のスクールソーシャルワーカーが相談等の対応を行う体制があり、学校から相談、要望されたところへ行っております。しかし、校内で解決したいと相談員の来校を要請しない学校もあると思われまます。不登校児童生徒がいる学校へは、高校も含めて、外部人材を活用した支援に取り組んでいただきたいと考えますが、見解をお伺いいたします。

学校現場での働き方改革、働きやすい環境は、不登校児童生徒の対応をされる教員をはじめ全ての教職員の業務負担を減らすためにも大変に重要なことと考えます。これまでと今後の具体的な取組についてお伺いいたします。

以上、2回目の質問といたします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）3点の質問をいただきました。

まず、不登校児童生徒への対応状況の確認と課題解決に向けた取組についてでございます。

各教育事務所に生徒指導専門指導員及びいじめ・不登校相談員を配置しておりまして、管内の学校を巡回し、不登校の対応状況を把握しながら支援を実施してきております。

不登校児童生徒の支援の課題といたしましては、個別の状況がそれぞれ異なり、要因や背景が複雑であることが挙げられます。県教育委員会では、こうした状況に対応するため、スクールカウンセラー112名とスクールソーシャルワーカー41名を配置し、適切な支援が行われるよう努めております。また、不登校支援に関わる関係者を対象に、各地区で年8回、全県で年2回、関係者が連携しながら、より効果的な支援を行うための研修会を開催しているところでございます。

さらに、県庁で電話相談を受ける窓口として学校生活相談センターを開設し、令和5年度は2,083回の相談に対応いたしましたところであります。また、総合教育センター及び各教育事務所においても相談窓口を設けており、児童生徒、保護者の悩みや相談に寄り添った対応に努めてきております。

次に、外部人材の活用による不登校支援についてでございます。

不登校の要因は多様であり、外部人材の知見を生かした対応が効果的であることから、県教育委員会といたしましても、学校が不登校に関わる対応を抱え込まず、早期かつ組織的な支援が行われるよう促してきたところでございます。

現在、多くの学校は外部の協力を得て連携した支援を行っておりますが、一部、学校だけで解決しようとする事例があることも承知しております。議員御指摘のように、不登校の支援については、学校だけでなく、医療、福祉、心理の専門家や有識者と連携し、チームで支援していくことが有効であると認識しております。今後、連携による支援の好事例を校長会、各種研修会等でさらに積極的に紹介し、不登校児童生徒や保護者に寄り添った支援を推進するよう働きかけてまいります。

最後に、学校の働き方改革に向けた具体的取組についてでございます。

教員が本来の教員の役割である子供と向き合う時間を十分確保するために、教員の働き方改革を進めることは大変重要であると認識しております。県教育委員会といたしましても、教員の業務負担を軽減し、本来業務に注力できるようにするため、令和6年度には不登校児童生徒支援加配を54名、子どもと親の相談員を30名、教員業務支援員484名などを配置しているところでございます。

一方、教員の多忙化の一因は、昨今の教員不足が大きな要因であり、これを解消していくことが喫緊の課題と認識しております。このため、欠員ゼロに向けた教員の配置や、専門性を持つ外部人材の活用等を行うことにより、教員の時間的ゆとりを生み出せるよう、今後も知事部局と連携しながらスピード感を持って取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

[13番勝野智行君登壇]

○13番（勝野智行君）教育長からそれぞれ御答弁いただきました。

3回目は要望、意見とさせていただきます。

今回の質問に取り上げた文部科学省からの通知内容は、子供たちを守るものであると同時に、教職員の負担を増やすものとも考えられます。このことについて私がお聞きしたある先生は、現場の負担が増えるが、教育委員会に期待できることはないと話しておりました。現場の教職員に、校長、教育委員会に話せばサポートしてくれると思ってもらえる組織体制が必要ではないでしょうか。

本庁の教育委員会勤務職員の方も学校現場を経験されている皆さんが多いと承知しておりますので、不登校児童生徒への対応の難しさ、大変さ等はお分かりだと思います。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも年々増やしていただいておりますが、足りない。不登校児童生徒の増加数に比べて少な過ぎるのではと思います。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの大幅な増員を含めた児童生徒及び教員支援の体制強化を要望いたします。

教育委員会として、また、学校として目指してほしい不登校に関する支援は、予防と早期支援だと考えます。学校が嫌になる前の支援が重要ではないでしょうか。それには、学校が多様性を受け止める環境になり、子供たちが、困ったことがあったら先生や友達にSOSを出せば助けてくれると感じられれば、安心して学校に行くことができます。

各学校における心の安全・安心を育む不登校支援が行われることを期待して、私の全ての質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、山口典久議員。

[23番山口典久君登壇]

○23番（山口典久君）日本共産党県議団の山口典久です。

最初に、公益通報制度について質問いたします。

組織内の不正や不祥事に対し適切な対応を行い、また、通報者を守るための公益通報制度ですが、他県において通報者の人権や生命に関わる事案が生じ、社会問題になりました。

公益通報制度がふさわしくその役割を発揮するために、以下、質問いたします。

長野県では、職員等公益通報制度が平成16年に施行されました。公益通報の対象として、県職員等の職務上の行為が、1、法令等に違反している、又は違反しようとしていると思料する場合。2、人の生命、身体、健康等に対し、重大な危険性を及ぼすおそれがあると思料する場合としています。

この制度設立の経過と現在に至るまでの通報件数や対応結果について伺います。

通報の窓口が設置されても、通報者の意思が尊重され、通報としての確に対応される必要があります。例えば、通報が必要な検討もされずにないがしろにされたり、発信者が特定されたり、誹謗中傷や処分を受けるなどの不利益を被ることを防ぐために、また、必要な救済措置等、運用面においてどのような対策がなされているのでしょうか。

また、知事や副知事が通報の対象となった場合や、組織的に行われている行為で知事、副知事が認識している事案の場合は、知事や副知事が関与せず、独立して対応することが必要と考えますが、現在の体制について伺います。

県外のある金融機関が行った社内の意識調査では、組織内の不正や不祥事などがあっても、報復などへの不安で通報できないという答えが少なくありませんでした。公益通報制度がふさわしく機能するために、職員の意見や提案などを広く求め、制度の検証や必要な見直しを適宜行うべきと考えますが、いかがでしょうか。以上、総務部長に見解を伺います。

観光振興税(仮称)について質問します。

知事は6月定例会において、観光振興税の具体的な制度設計を進めていること、そして、令和8年4月の導入を目指していることなどを表明されました。今議会において、長野県観光振興税(仮称)骨子が公表されています。

最初に、長野県の目指す観光について質問いたします。

観光業界は、新型コロナで大打撃を受けました。こうした中で、それまでのインバウンド中心、インバウンド頼みとも言える観光の在り方も問われる事態となりました。その後、インバウンドも回復してきていますが、国際ハイグレードホテルが自然や環境に与える影響や、また、オーバーツーリズムなどが全国的に課題になっています。

私は、そもそも、観光立国推進基本法の理念である「住んでよし、訪れてよし」の地域住民の目線での政策展開が改めて重要になっていると考えます。長野県は、世界水準の山岳高原観光地の実現を目指し、その費用に観光振興税を充てるとしてありますが、どのような基準で世界水準と評価するのでしょうか。

次に、小規模な宿泊業者への影響についてです。

現在、あらゆる物価の高騰、人手不足の中で、深刻な経営状況もお聞きしています。こうした中で、観光振興税の導入により、会計システムの改修や納税など事務手続の負担が増えること、また、安売りや低価格競争の激化などに不安の声が上がっています。小規模の宿泊業者への影響をどのように捉えているのでしょうか。

旅行者に関わる課題についてです。

民間の調査機関によれば、高速道路や新幹線など高速交通網の整備により長野県が首都圏の

日帰り圏内になったことで、観光、ビジネスともに宿泊ニーズが減少しています。県内を訪れる日帰り観光客の割合は、80年（昭和55年）には5割でしたけれども、最近では7割近くまで上昇しています。こうした中で、旅行客の3割ほどの宿泊者に財源を求めることは公平性に欠けると考えますが、いかがでしょうか。

県内では、50近い市町村が、入湯税として1泊150円もしくは100円を徴収しています。そこに観光振興税が上乗せとなります。子育て世帯のささやかな家族旅行、年金で暮らす高齢者の温泉旅行にも負担を求めることとなります。税の負担感、実際の税負担も決して小さくありません。これは、旅行客の消費行動にも少なからぬ影響が出ると考えますが、いかがでしょうか。

次に、税制の在り方についてです。

税制の改革は、民主主義の根幹に関わる問題であり、最も民意を尊重すべき課題と考えます。県民への周知とともに、導入の是非について世論調査等を実施し、丁寧に民意を酌み取るべきと考えます。早ければ11月定例会における条例案の提出を視野に取り組みむということですが、これは早急過ぎるのではないのでしょうか。以上、観光スポーツ部長の所見を伺います。

自主財源についてです。

観光振興財源検討部会の報告書では、今後の県財政の硬直化への懸念から、また、現在の地方財政制度の下で独自の自主財源確保策の検討が必要としています。しかし、この財源確保の課題は、今後、例えば子ども・子育て支援等の重要施策を強化する際にも問題になり得ると考えられます。その場合にも新たな税の創設を検討するのでしょうか。阿部知事の所見を伺います。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には公益通報制度について大きく3点のお尋ねを頂戴しております。

まず、設立経過とこれまでの通報件数、対応結果についてでございます。

県組織内部の通報体制を構築するため、平成15年度に長野県職員等公益通報制度を創設いたしました。平成29年度には、早期通報・発見により不適正事案の芽を早い段階で摘むこと、職員の相談や通報しやすさの向上を目的に、改善の必要性や職務上疑義のある行為や事案にも対処できるよう、職場等における相談提案制度として再編、拡充したところでございます。

本制度では、事案の内容に応じて、ブルー、イエロー、レッドフラッグの3段階で相談、提案や通報ができる仕組みとし、公益通報者保護法に基づく公益通報制度はレッドフラッグと位置づけて対応することとしております。

制度再編以降20件の取扱いがあり、事務処理の是正や職場環境の改善が必要なイエローフラッグは19件、公益通報制度（レッドフラッグ）につきましては1件で、先般パワーハラスメ

ント行為と認定し、懲戒処分を行ったところでございます。

次に、通報者の意思が尊重されるなど、制度運用面での対策についてのお尋ねでございます。

通報者は、通報内容が確実に受理され、適切な調査に基づき公平公正な調査結果が公表されること、また、通報者本人に不利益が生じないことなどを望んでいるものと考えます。こうしたことから、情報漏えいやプライバシー保護の観点から、限られた職員で対応すること、通報者本人を含め関係職員に対して十分な聞き取りを行うこと、外部有識者意見も踏まえた客観的な確認や調査結果を取りまとめることなど、調査等に当たり通報者に寄り添った対応を行っているところでございます。

また、知事や副知事が対象となった場合の体制とのお尋ねでございます。

組織的事案や知事、副知事の関与が疑われる事案に対しましては、2名の弁護士から成る第三者機関となります長野県職員等公益通報委員への通報が可能となっており、委員は、独立した調査が必要と判断した場合には、自らが調査を行うことができる制度としてございます。

最後に、公益通報制度の検証や見直しについてでございます。

本通報制度においては、通報者に不利益等が生じないよう、公益通報推進幹、公益通報調査員といった限られた職員が調査を行うなど、通報者の情報を含め、調査内容を厳格に管理することとしております。

先ほど申し上げました再編以降、本年8月に初めて公益通報制度（レッドフラッグ）を適用いたしました。初期の段階から公益通報委員の意見を得ながら慎重に調査を進めてまいりました。委員からは、本事案に当たり、県の調査は適切に行われており調査結果は妥当と考えるとの意見もいただいております。

今後、運用を重ねていく中で、職員意見も含め、課題が生じた場合については、公益通報委員等の意見や検証も得ながら、必要な見直しを含め、対応してまいります。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には観光振興税（仮称）について四つ質問を頂戴したところでございます。

まず、世界水準の評価についてでございます。

世界水準の山岳高原観光地づくりでございますけれども、移動の利便性や観光DXなど、世界の観光地を意識した受入れ環境の整備や地域の個性を生かした観光政策の推進、さらには、一過性のPRやイベントではない観光地づくりといった取組が行われている本県観光の目指す姿を示すものでございます。

県では、こうした状況の実現に向けまして施策を進めているところでございます。今後、観

光振興税を活用して事業に取り組む際には、事業の成果を定量的にフォローし、評価できるような指標の設定について、策定を予定しております観光ビジョン、これも仮称でございますけれども、その中で具体的な使途と併せて検討したいと考えております。

次に、小規模宿泊事業者への影響についてでございます。

観光振興税の導入に当たりましては、特別徴収義務者となる宿泊事業者の協力が不可欠でございます。制度導入の際には、宿泊事業者は、会計システムの導入や改修のほか、制度開始後の税の申告や納入などが必要となります。特に、小規模な事業者にとりましては、これらの事務の発生が負担になると認識しております。このため、徴収事務の手間を軽減するような簡素な税制度はもとより、電子申告、電子納付などの手続の促進、また、特別徴収義務者報償金の交付などを想定しておりまして、今後、宿泊事業者の声をお聞きしながら、小規模事業者に対する負担軽減策について検討してまいります。

次に、一部の旅行者に負担を求めることについてということでございます。

観光振興財源の負担方法につきましては、昨年度、観光振興審議会の観光振興財源検討部会において議論をいただいたところでございますけれども、そこでは、他の自治体の事例や対象となる観光行動について検討し、宿泊のほかに入山、入域などの行為への負担を求める意見もございました。

その上で、部会におきましては、宿泊行為が消費と行為の場所が近く、課税客体の捕捉性が高く徴収が容易であることなどから、負担を求める行為として適当であるとされ、まずは宿泊行為への課税を検討すべきとの答申を踏まえまして、県としても制度設計を進めてきたという状況でございます。

また、旅行者の消費行動への影響についてということでございますけれども、県は毎年度観光客の消費額を調査しておりますけれども、過去5年間において県内で宿泊した観光客は、1回の旅行で1人当たり約4万円を消費している状況でございます。観光振興税の導入に当たり、こうした状況を踏まえますと、消費行動に大きな影響を与えるものではないと考えております。

新たな税は、県内観光地の魅力向上を図るための貴重な財源でありますけれども、宿泊されるお客様に一定の負担をいただくことを踏まえまして、納税額以上に本県への旅行に満足していただけるよう取り組んでまいりたいと思います。

最後に、11月県議会への条例案提出についてということございました。

観光振興税の導入に当たりましては、県民をはじめ宿泊事業者や市町村など関係者の御理解、御協力が不可欠でございます。このため、今月15日から県内4地域で県民、事業者などを対象とした説明会を開催するとともに、地域や事業者の要望にお応えして職員が説明に出向くなど、多くの皆様に説明してまいりたいと考えております。

また、先月26日より開始しましたパブリックコメントに加えまして、説明会におきましてはアンケートを実施するなど、多くの県民の皆様のお声もお聞きしたいというふうを考えております。

観光振興税に係る条例案の県議会への上程につきまして、今議会の提案説明におきまして、「早ければ11月定例会での条例案の提出を視野に入れて」としておりますとおり、お聞きした声や制度導入に必要な周知期間などを踏まえながら丁寧に検討してまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には子ども・子育て支援策等の重要施策を強化していく際にも新たな税の創設を検討するののかという御質問でございます。

社会保障関係費の増大等県財政が厳しさを増す中にありましても、私どもは、子ども・子育て支援等重要な政策課題については積極的に取り組んでいくことが重要だというふうに思っております。

これまで以上に踏み込んだ施策、事業を行おうとすると、どうしてもどうやって財源を確保するのかということが課題になってまいります。そうした際には、徹底した事業の見直しや業務のデジタル化、効率化、こうした観点での財源確保や、ふるさと信州寄付金等の歳入確保、様々な手段を生かして財源の確保に努めていくことが重要だというふうに考えております。

税ありきで検討するものではありませんけれども、新しい税の創設を検討していくということも、選択肢の一つとして、排除されるものではないと思っております。こういう形で県としてもしっかり取り組んでいきますが、特に、子ども・子育て支援策のように、本来、住んでいる場所にかかわらず等しくサービス、支援が受けられることが重要なものについては、やはり国に正面から対応していただきたいというふうに思っております。

そういう意味では、この子ども・子育て支援の部分については、充実した制度の構築や財源の確保についてまずは国に対してしっかり対応するよう求めていきたいというふうに思っております。

引き続き県政の重要課題にしっかり取り組んでいくことができますよう、国、地方を通じて幅広い財源確保の在り方を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君）観光振興税について、現時点でもどれだけの県民が知っているのか疑問です。国内外の他地域の取組に後れを取ることは許されないと知事は議案説明で述べられました。しかし、「バスに乗り遅れるな」と県民が置いてきぼりになることを危惧いたします。再度、広く丁寧に県民の民意を酌み取ることを要望いたします。

子供の権利について質問します。

今年、日本で子どもの権利条約が批准され、30年目の節目の年です。また、昨年4月にこども基本法も施行され、子どもの権利条約にのっとして基本的人権が保障される、年齢や発達段階に応じて自己に直接関係する全ての事項について意見を表明する機会が確保されると規定しています。

最初に、子供の生存や発達に対する権利に関して質問します。

民間団体、ひとり親家庭サポート団体全国協議会が行った調査では、独り親家庭において夏休み中に1日2食以下で過ごしている子供が34%に上ります。米をおかゆにしてかさ増ししたり、親が1日1食に減らしているなどの声も寄せられています。

フードバンク信州は、支援が届きにくい家庭に緊急的に食品の詰め合わせを送る取組を行っていますが、夏、冬、春の長期休みには、それぞれ1,000世帯を超える支援を行っています。新型コロナに続き、諸物価高騰は生活困窮世帯を直撃し、深刻な影響を及ぼしています。食事も十分に取ることができない現状は、子供の生存や発達に対する権利が奪われていると考えます。県の「こどもまんなか」の取組でも行っている県下一斉のフードドライブ統一キャンペーンや、一場所多役の信州こどもカフェなどの支援策をより評価すべきと考えますが、こども若者局長の所見を伺います。

次に、意見表明権についてです。

県立高校2期再編で、2028年度に新校開校を予定している伊那北高校と伊那弥生ヶ丘高校の統合では、当初27年度開始としていた建て替え工事の前倒しが問題になりました。とりわけ、この春に報道で初めてそのことを知った1年生は、3年時に文化祭などの学校行事、大学受験などに影響を受けることになり、不安の声が広がりました。

伊那弥生ヶ丘高校では、1年生のルーム長会が、6月の文化祭で、自分たちのそれぞれの思いを校内に掲示しました。私も見る機会がありましたが、自分たちの知らないところで自分に関わることで話が決まってしまうのはおかしいと思う。話をさせてほしいなど、切実な訴えが多くありました。そして、ルーム長会は、「私たちは詳しい情報を求めています。そして、私たちの意見を聞いてほしいと願っています」と県教育委員会に意見書を提出するに至りました。

生徒が自分たちの意見を表明する場がありませんでしたが、その後、県教委は1年生と保護者にアンケート調査を行い、3年時に影響のない新しい案を9月24日に発表して、私たちの声が届いたと生徒は安心しているとのことですが、この件について所見を伺います。

続いて、子供が権利を学習することについてです。

10歳から18歳を対象に日本財団が行ったこども1万人意識調査では、子どもの権利条約につ

いて聞いたことがないという子供が59%に上りました。批准から30年を経ても、権利の当事者である子供の多くが子供の権利について知らされておらず、理解されていない状況です。

いじめ、不登校の増加傾向、10代の自殺率の高さなど、子供たちは強いストレス状態にあります。貧困、子供に対する虐待等も深刻な社会問題です。こうした子供を取り巻く環境の深刻さを鑑みて、子供に自らの意見を表明し、尊重される権利があることについて教育現場においてより学習を進めることが必要と考えますが、いかがでしょうか。以上、教育長に伺います。

大人の意識に関してです。

子どもの権利条約第42条では、条約の原則や規定を大人にも周知する義務を課しています。しかし、国連子どもの権利委員会は、日本政府に対して、依然として条約が十分に認識されていないとして、大人の認識を高めるためのキャンペーンの強化、子供とともに、また子供のために働いている専門家への計画的、体系的な教育や研修を毎回のよう勧告しています。

子供の権利についての大人の意識調査等を実施していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。そして、子どもの権利条約の原則を、子供に関わる全ての施策、社会全体に浸透させる積極的な取組が必要ではないでしょうか。こども若者局長の所見を伺います。

最後に、県の条例に関して質問します。

今年は、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例策定から10年目の節目でもあります。条例は、子供支援を総合的に推進し、子供の最善の利益を実現することを目的として、相談に応じる総合窓口、子ども支援委員会などによる相談・救済、社会参加の促進や居場所の整備等子供への支援、保護者、学校関係者など育ちを支える者への支援を位置づけています。

相談・救済の在り方について、私も県内で起きた重大ないじめや体罰の事案に関して本会議で質問をした経過がありますが、様々な課題があると考えます。長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例に子供の権利を位置づけるなど、発展、見直しが求められていると考えますが、阿部知事の見解を伺います。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には子供の権利の保障について二つ御質問をいただきました。

まず、フードドライブや信州こどもカフェの支援策の強化についてのお尋ねでございます。

信州こどもカフェは、食事提供を行うだけでなく、学習支援や相談支援など、地域の大人と子供の温かなつながりの中で、身近なよりどころとなっております。長引く物価高騰によりまして、食料支援を求める子育て世帯が増える中で、こどもカフェやフードドライブの取組は、子供たちの健全な成長を保障するという観点からも大変重要な役割を果たしているものと認識しているところであります。

これまで、県では、こどもカフェの運営者やフードバンク団体から活動状況等を聞き取り、現状把握に努めてきたほか、こどもカフェ運営支援事業補助金による運営費の支援、フードバンク団体への車両、冷凍冷蔵庫の導入支援、フードバンク団体と協働したフードドライブ統一キャンペーンの実施、企業に対する職場内フードドライブ実施の働きかけなど、こどもカフェ支援の充実のための様々な取組を行ってきたところであります。

今後も、これらの取組を継続することに加えまして、さらなる支援の輪を広げるため、食品取扱事業者とフードバンク団体とのマッチングの推進や、こどもカフェに対する支援のさらなる充実に向けた検討なども行い、こどもカフェの継続的、安定的な運営支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、子供の権利に関する意識調査の実施及び子どもの権利条約の施策などへの浸透についての御質問であります。

昨年4月に施行されましたこども基本法では、子どもの権利条約の精神にのっとり、子供の個人としての尊重や基本的人権の保障、意見表明の機会の確保、意見の尊重等が基本理念に掲げられ、12月に閣議決定されたこども大綱では、こども・若者を権利の主体として認識することが基本的な方針として明記されました。

これらを受けまして、県では、子供・若者施策の充実にも努めてきたところでありますが、子供の意見を施策に反映させるための仕組みとして、昨年度、小学校5年生から高校3年生までの約300人を対象としたこども・若者モニター制度をスタートさせ、これまで、子供の居場所や長野県の暮らしについて意識調査を行ってまいりました。

議員の御指摘にもございましたが、子供の人権や意見が尊重されているかという点につきましては、重要な観点であることから、今後この調査の項目とすることを検討してまいります。また、先ほど大人に対しての意識啓発も重要だというお話もございましたので、こういった点も含めてさらに検討していきたいと考えております。

また、地方公共団体は、こども大綱を勘案し、こども計画を定めるよう努めることとされております。県では、こども大綱の策定も見据え、令和5年3月にしあわせ信州創造プラン3.0と併せて子ども・若者支援総合計画を策定しておりますが、子供を権利の主体として位置づけるこども大綱の趣旨を県の計画の基本姿勢などにより強く反映させるなど、計画の一部改定に向けた検討を進めているところであります。

こうした県の計画の改定に加えまして、こども基本法やこども大綱の趣旨を市町村のこども計画の策定にも反映させるとともに、これらの計画に基づく各種施策の推進などを通じて社会全体で子供の人権が尊重され、子供の意見表明や社会参画の機会が確保されるよう今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には2点質問をいただきました。

まず、伊那新校における県教育委員会の対応についてでございます。

伊那新校の再編整備においては、地域の皆様や学校に対する事前の情報共有の不足により、再編計画に対する理解が十分深まっていない状況で校舎整備のスケジュール案など県教委の考え方を提示することになり、生徒をはじめ地域の方々に大きな不安を広げることとなったことを大変申し訳なく思っているところでございます。

今後は、今回の反省を踏まえ、生徒を含む学校関係者、地域の代表者と随時進捗状況の情報共有を図るとともに、今まで以上に生徒の意見や地域の皆様との合意を大切にしながら、生徒が納得し、夢や希望が持てるような高校再編を進めていけるよう努めてまいります。

2点目でございます。子供が意見表明する権利を学んでいくことについてでございます。

子供には自ら意見を表す権利があり、その意見は発達段階に応じて十分考慮されなければならないということは子どもの権利条約及びこども基本法に示されているところでございます。

また、子供の人権を尊重することは、教育に携わる者として最も重要なことであると認識しており、教育現場において、子供自身が持っている権利を学び、自覚するために、子どもの権利条約を含めた人権意識の醸成につながる学びの機会を確保することは必要であると考えております。

このため、教職員の人権意識の高揚につながる研修を実施するほか、子供たちが子どもの権利条約を学ぶ機会を設けるとともに、学校生活の様々な場面で安心して意見を出し合う場を保障することにより自らの持つ権利を自覚するなど、人権意識の醸成を図ってまいります。

今後も、第4次長野県教育振興基本計画の目指す姿である子供のウェルビーイングを実現するために、県教育委員会といたしましても、一人一人の人権が尊重される学校づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例の発展、見直しについての考え方についてという御質問をいただきました。

現行の子ども支援条例で定めております人権侵害救済の仕組み等については、現時点で直ちに見直すことは考えていないところでございます。しかしながら、他方で、御質問にありましたように、こども基本法やこども大綱が制定されるなど、この条例を制定した当時と比べますと、子供たちを取り巻く環境の変化、あるいは制度的な変化が大分出てきているというふう

考えております。

こうしたことを念頭に置きながら、この条例の見直しが必要かどうか、こうしたことも含めて検討を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君）子ども支援条例の制定に当たっては、子供の権利をめくり様々な議論があったことは私も承知しております。しかし、今知事からも御答弁がありましたように、子供たちや子供の権利をめぐる社会情勢、状況は大きく変化してきています。改めて県条例に子供の権利を位置づけることなど子供の権利の取組が前進することを願い、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、早川大地議員。

〔9番早川大地君登壇〕

○9番（早川大地君）皆さん、こんにちは。飯田・下伊那郡区選出の自由民主党県議団の早川大地でございます。本日は、私学の関係者も来ていただいております。今回もオレンジリボンをつけ、子供たちのために気合を入れて臨みたいと思います。

それでは、通告に従い、順次質問します。

我が国の共働き世帯は、2000年、942万世帯に対し、2022年は1,262万世帯に増加しております。また、こども誰でも通園制度は、2026年度の本格実施に向け、県内では長野市、飯田市、須坂市、御代田町の3市1町と、独自に箕輪町で試行開始されました。さらに、本年4月、県では第3子保育料無償化も始まり、市町村側でも独自対策が進められ、3歳未満児の保育ニーズは増加しております。

ゼロ歳児は子供3人に職員1人、1～2歳児は子供6人に職員1人で、国の方針では、2025年度以降、1歳児は子供5人に対し1人の配置基準となる予定です。つまり、子供の総数が減少する一方、保育利用の低年齢化が進み、いまだ人材不足は深刻な状況です。

多くの園ではICT化が進み、園児の出欠、お便り等の連絡、職員の勤怠管理等、アプリにより負担軽減につながっておりますが、全てはカバーできません。

大切な人材を輩出している県内私立の保育士養成学校では、入学定員に対する充足率は約5割で20%台前半の学校もあり、入学者の減少は未来の保育士、幼稚園教諭の減少につながります。本年4月、県では保育士人材バンクを保育士・保育所支援センターに改組し、保育人材や保育施設の支援を強化しておりますが、正直、現場としては人材確保につながっているとは思えない状況です。

また、今年4月の県内の待機児童は、前年比3倍以上の30人ですが、現場では、秋冬のゼ

ロ・1歳児の急増を鑑み、本来、年度末3月の待機児童を公表すべきと考えます。御理解いただきたいのは、ゼロ・1歳児の急増に備え、赤字覚悟で4月より多めに職員を確保する園があることです。また、待機児童の数字はあくまで市町村単位ゆえ、例えば市内で車で30分近く離れている園に空きがあっても、通えない場合、待機児童にはカウントされません。

一部のメディアや政治家は、保育人材の離職数やブラックイメージについて言及しますが、現場では、皆で力を合わせ、改善に改善を重ね、効率化を図り、さらに、国に陳情し、処遇改善を必死で訴えております。それでも期待に応えられず、園長が保育園に残ってほしいと説得を重ねても、残念ながら離職する職員はいます。一部のメディアや政治家がネガティブに言及することは簡単ですが、その背景にどのような努力と思いがあのか、多くの方に知っていただきたい、理解していただきたいと強く願います。

そこで、阿部知事に伺います。

保育士養成校の大幅な定員割れ、保育、幼児教育のイメージ等を踏まえ、専門人材の不足についてどのような認識をお持ちでしょうか。

専門人材の不足について、県と市町村の担当レベルでの話合いや、保育のセミナー、イベント等の尽力に感謝しますが、この問題は、その次元ではなく、保育士養成校、中高生、保護者、中高の教育現場を含め、多くの方が関わる問題です。全ての関係者で保育人材確保のための円卓会議（仮称）のような組織を立ち上げ、県が現場を検証し、課題を整理、共有化し、短期、中長期の対策を立案、実行していくべきではないでしょうか。今後、県少子化・人口減少対策戦略の中にもっと深いレベルで取組内容を盛り込んでいただきたいと思えます。

高橋こども若者局長に伺います。

待機児童数は、大勢の園児卒園後の4月時点ではなく、ゼロ歳児を多く抱える3月末時点を公表すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、県は、遠方で通えない等待機児童にカウントされない子も含め、年度末の待機児童数を把握しているのでしょうか。

次の質問に移ります。

リニア中央新幹線は、9月17日、静岡県が大井川利水関係協議会の了承を得て、静岡県内のボーリング調査の許可をJR東海に伝えました。いよいよ静岡工区も動き出しました。

一方、我が長野県では、7月末にリニア長野県駅関連の地元説明会が各地で開催され、私自身、7月28日の上郷公民館の説明会に参加しました。参加者より、リニア中央新幹線の遅れは理解し難いとJR東海に訴える一方、長野県が進めるリニア関連道路整備に協力し、移転したが、何年も空き地のままで工事が進まず納得できない等、長野県に対しても厳しい意見が多数上がりました。

私自身、リニア駅近郊で保育園を運営しているため、工事で移転を余儀なくされた方々とお

話しする機会が多数ありました。ある方は、果樹園を運営しており、園児に、夏は桃、秋は梨をたくさん寄附してくれました。3年前、移転で果樹園を手放さなければならず、「これが最後の桃になります」「これが最後の梨になります」と、最後の夏と秋にコンテナいっぱいに届けてくれたことを今でも思い出します。この方たちの思いに寄り添い、託していただいた土地を丁寧に正しく活用しなければならないと強く思います。

関連道路整備やリニア中央新幹線の二次交通に加え、災害時の高速道路の迂回機能や、1日の交通量が1万5,000台を超える上郷地区の国道153号の渋滞緩和が期待されます。また、飯田市は、2028年度、駅前広場の部分供用を始める方針で、飯田市の強い決意に寄り添う取組が必要であると考えます。

それでは、新田建設部長に伺います。

リニア中央新幹線の遅れにかかわらず、県駅周辺の関連道路は着実に整備するとの県の方針に変更はないのか。また、地域の思いに寄り添った整備を求めますが、見解を伺います。

次に、地方の病院経営についてに移ります。

隣県の新潟県で11病院を運営するJA新潟厚生連は、昨年度36億円弱の赤字となり、今年度は60億円以上の赤字が見込まれ、来年4月に資本が枯渇するおそれがあります。さらに、県立13病院は赤字が23億円に拡大し、関係6市長が県に緊急財政措置を要望する事態となりました。

我が長野県では、県立5病院を運営する県立病院機構は、昨年度、過去最大の12億円弱の赤字となり、現在、外部コンサルタントを入れ、経営改善に努めております。また、飯山赤十字病院の昨年度の医療事業収支は約7億円の赤字で、県内でも病院経営の厳しさが一段と増しております。

2024年度診療報酬改定で各種加算が新設されましたが、地方では医療人材、特に看護師、薬剤師の確保は厳しく、基準を満たせないケースも多々あります。また、人口減少で患者数が減少する一方、物価高によるコストアップで収支が悪化し、加えて、医師の働き方改革等環境変化が一段と厳しくなっております。本年3月、長野県が策定した保健医療計画は、医療提供体制のグランドデザインとして示されましたが、あくまで病院の健全経営が大前提です。

そこで、笹渕健康福祉部長に伺います。

グランドデザインの大前提となる病院の健全経営が揺るがないよう、公立・公的病院、民間病院が連携し地域医療を支えるため、長野県は何をしなければならないのか。また、国にどのように訴えていくのか。所見を伺います。

次に、地域医療連携推進法人について伺います。

地域医療連携推進法人とは、地域医療を効率的に提供するため、都道府県知事が医療連携推進方針を定めた一般社団法人です。本制度の最大のメリットは、M&Aではなく、参加法人の

独立性を保ちながら、医薬品の共同購入、病床融通、人的交流、共同研修等の利点があり、また、参加法人に資金貸付けや医療機関などの開設も可能になります。

平成29年に地域医療連携推進法人制度の開始以来、現在、全国で44法人が誕生し、隣県では新潟、山梨、静岡、愛知で設立が続いておりますが、いまだ長野県での設立例はありません。昨年より、下伊那南部の阿南町、下條村、売木村、天龍村、泰阜村の5町村は、地域医療連携推進法人を検討しております。本年7月の県立阿南病院の運営懇談会で、5町村側より阿南病院に地域医療連携推進法人への参加を要望しましたが、病院側からは、法人の事業内容や予算は具体化できず、現状、理事会で審議は行えないと回答がありました。また、9月3日に開催された拡大版南信州地域戦略会議で、阿南町長より直接阿部知事に強い要請を行っております。

そこで、阿部知事に伺います。

下伊那南部地域が目指す地域医療連携推進法人についてどのように考え、取り組んでいくのか、所見を伺います。

次の質問に移ります。

2014年、南北に長い長野県の県庁所在地は北にあるため、様々な問題を解消すべく第2県庁構想が持ち上がり、県南部の県議で研究会が発足しました。当時の構想は、県南部に第2県庁を設置し、本庁のみの許認可業務や会議を行うとのことでした。

また、研究会は、愛知県豊橋市の東三河県庁を視察し、検討を重ねておりました。なお、東三河県庁は平成24年度に創設され、担当副知事の下、東三河の振興や三遠南信の連携などに取り組んでおり、三遠南信自動車道の開通の機運が高まる中、東三河県庁の果たす役割は非常に重要です。また、三遠南信の遠州の浜松市は、人口77万人規模の政令指定都市です。我々長野県も東三河や遠州と肩を並べるべく機能強化すべきときだと考えます。

均衡ある県土づくりについて何度も力強く訴え続けた元県議会議員の大先輩がいらっしゃることは、皆さん御承知のとおりです。先日、私は同氏の最後の一般質問の動画を拝見しました。その思いは、私たち若手県議もしっかりと受け継いでいかなければなりません。

三遠南信自動車道に加え、リニア中央新幹線を活用した多極分散型のモデル都市を目指すべく、阿部知事は、東京の機能移転やJR東海の本社機能移転を訴えている中、長野県側も受皿として機能強化する必要があり、第2県庁構想は正しいと思いますが、いかがでしょうか。

また、知事は、県内全市町村で知事との県民対話集会を実施し、大変すばらしい取組ですが、体一つでは南北に広い信州を駆け巡ることに限界があり、また、各エリアの地域振興局の権限に限界があることも事実です。そこで、新たに中南信地区を所管する2人目の副知事を現地に配置することが効果的と考えますが、いかがでしょうか。

今後、南信エリアは、三遠南信自動車道、リニア中央新幹線、そして諏訪湖の再生で大きく

発展し、松本エリアは、国際線も含め、松本空港のさらなる拡充による発展が見込まれ、中南信地区を所管する副知事は県全体で大きなメリットがあると信じております。以上、第2県庁並びに中南信地区所管の2人目の副知事配置について、阿部知事の所感を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）早川議員から切実な訴えを多数頂戴いたしましたので、私もしっかり気合を入れて答弁させていただきたいというふうに思います。

まず、保育士不足に対する認識ということであります。

保育士、幼稚園教諭等につきましては、その専門的知識と技術によりまして、子供たちの生活や発達のサポート、さらには保護者支援も行う、未就学の子供たちや保護者の皆さんにとって大変大切な重要な役割を担っていただいている職業だというふうに受け止めております。

一方で、改善されつつあるとはいえ、依然として保育所等の労働環境の改善がなかなか進まず、児童、保護者対応等も大変で、かつ職務の責任も重いということで、ほかの職業に比べて大変な仕事だというイメージが定着しております。このため、保育士等を目指す学生は減少傾向にあり、保育士養成校への入学者も年々減少しているという状況であります。

また一方で、新たな保育所等の増加や求職者の減少などにより、保育、幼児教育の現場における保育士等の不足は深刻化していると受け止めております。保育士、幼稚園教諭等の処遇の改善やイメージアップなどに取り組むとともに、保育の実施主体であります市町村はもとより、関係の皆様方と一緒に実効性のある確保対策を進めていくことが必要だというふうに考えております。県としてもしっかりとその役割と責任を果たしていかなければいけないというふうに思っております。

専門人材確保に向けた検討という御質問でございます。

保育士等の専門人材の確保につきましては、これまでも、私も参加しております県と市町村との協議の場において議論を行い、子育て支援合同検討チームを設置して、保育の主体であります市町村と共に、保育士の処遇改善、負担軽減策等、保育士等の確保に向けた取組について検討してきたところでございます。

具体的には、市町村が公立保育所等における会計年度任用職員を任期付職員に移行するといった取組の促進、保育所におけるICT化の推進、また、保育補助者等の積極的な活用等を進めていくことが重要だという共通認識を持っております。また、県としては、潜在保育士向けの研修会、県外保育士確保に向けた事業を新たに実施しているところでございます。

関係者による検討会議の立ち上げという御質問がありましたが、昨年度から、保育士養成校、県保育連盟、保育士・保育所支援センター、そして県から成る保育士人材養成・確保に関する合同ミーティングが定期的で開催されているところでございます。保育士等の養成確保に係る

課題の共有や対策の検討を行ってきているところでありまして、今回行った保育士・保育所等実態調査の分析結果も踏まえて、関係者が一体となって対策に取り組んでいきたいというふうになっております。

保育士等の人材確保については、私も大変重要な課題だというふうに考えております。人口戦略（仮称）においてもぜひしっかりと記載していきたいというふうに思っております。具体的な内容については、県民会議準備会合等の議論も踏まえて引き続き検討しているところでございます。早川議員をはじめ県議会の皆様方からも、ぜひ具体的な御提案をいただければありがたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、地域医療の関係で、地域医療連携推進法人についての所見ということで御質問をいただきました。

御質問にもありましたように、拡大版地域戦略会議を南信州で開催したときに、阿南町長から直接御要請いただいたものでございます。そこまで私もよく認識をしていなかったわけでありまして、地域の取組として大変重要なものだというふうに受け止めさせていただいております。限られた医療資源を最大限有効に活用するという認識を関係の皆さんが共有した上で、それぞれの医療機関がしっかりと連携していくということが必要だというふうに思います。

現在、地域医療連携推進法人の前段階であります一般社団法人の設立に向けて、関係者の合意形成、あるいは具体的な連携業務について検討が進められている状況というふうに受け止めております。

県としては、関係自治体やそれぞれの医療機関が、地域全体で医療を支える体制を構築するという観点で結束し、主体的に取り組んでいただくことが重要だというふうに考えております。こうした認識の下、関係者間の合意形成に向けた調整や助言、また、取組事例の共有等、県としても伴走支援を行っているところでございます。今後とも、保健福祉事務所を中心として、この地域医療の先駆的モデルとなり得るよう支援をしていきたいというふうに考えております。

加えまして、先ほど阿南病院の対応についても言及いただいたわけでありまして、県立病院機構に対しましては、阿南病院がこうした取組に積極的に関与するよう県として促していきたいというふうに考えております。

そして、最後に、第2県庁並びに2人目の副知事配置という御質問でございます。

私も、県民対話集会等で県庁から遠い地域に行くたびに、県庁が遠い、知事はなかなか来ないということをおっしゃって、県民の皆さんからそういうお声をたくさん頂戴するといささか胸が痛むときもありまして、特に、中南信地域の皆さんには、県庁が遠い存在だという感覚の方が多いというふうに受け止めております。

これまで、地域振興局等への権限移譲や、デジタル技術の活用も行いながら、物理的な距離

感をなるべく少なくするようというところで取組を進めてきたところでございます。今後は、広い県土を有する本県として、もう少し県政を身近に感じてもらえるような工夫をしていかなければいけないと思います。私をはじめとする幹部職員、県職員がもっと地域に積極的に出向いていくこと、また、長野市に集中しがちな会議の開催場所等の在り方の見直しも必要ではないかというふうに思っているところでございます。

もとより、三遠南信道の整備促進、リニアの整備を控えて、南信州地域は最も大きく変化する可能性がある地域だというふうに考えております。実証圏域の設定をはじめとして、県としてもしっかり政策面で対応していく必要があるというふうに思っております。

ただ、政策面の強化をするだけでは冒頭申し上げたような地域の皆さんの思いに寄り添う形にはなりにくいと思っておりますので、第2県庁という御質問ではありますが、まずは運用面で少し改善できないかというふうに思っております。

ちなみに、12月の末に、約1週間、私が南信州に滞在させていただけないかというふうに思っております。そこで、オンラインも含めて通常業務を行わせていただくということをまさに試みとして行っていきたいというふうに思っています。まずは、こうした取組を通じて、中南信地域の皆様方に県という存在を身近なものに感じていただくことができるように我々も工夫しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、副知事についての御質問でございますけれども、現在、関副知事に大変広範な業務を担っていただき、私の代理としていろいろな会議等に出席していただく中で、大変負担を強いているなというふうに受け止めております。

2人目の副知事を置く場合にあっては、本庁舎において関副知事と役割分担をしていただくことが望ましいのではないかとというふうに現時点では考えております。

以上です。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君） 私には保育所の待機児童数の公表について御質問をいただきました。

保育所における待機児童数につきましては、毎年4月1日時点の市町村ごとの状況を国が集計して、夏頃に公表を行っているところであります。

年度途中における待機児童数の状況につきましては、令和3年度までは10月1日時点の状況を4月時点と同様に国が集計して公表しておりました。しかしながら、令和3年の地方分権改革に関する提案募集におきまして、指定都市市長会から、10月時点の調査を廃止すべきとの提案がありまして、令和4年度以降は10月時点の調査は実施しないこととなりました。調査の廃止に当たり実施されたアンケートに、市町村の96%が、調査を廃止しても待機児童解消のため

の取組に支障がないと回答している点や、調査を復活することで市町村や保育所の事務負担が大幅に増加することを考慮すると、3月末時点の児童数について県独自に調査し、公表することは考えておりません。

また、いわゆる潜在的待機児童を含めた県内の待機児童数につきましては、年度途中の状況については先ほど申し上げた理由により調査を行っておりませんが、4月1日時点の状況については、待機児童数30名、潜在的待機児童数232名の計262名と把握しているところであります。

今後は、少子化により子供の数が減少する一方で、共働き世帯の増加等により未満児保育のニーズの増加も想定されることから、待機児童が生じないように、引き続き市町村をはじめ関係機関と連携し、保育人材の確保に力を入れてまいります。

以上です。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）ただいま県駅周辺で進められているリニア関連道路の整備方針に関するお尋ねをいただきました。

長野県駅周辺では、現在、国道153号飯田北改良、座光寺上郷道路及び県道市場桜町線の整備を鋭意着実に進めているところでございます。リニア中央新幹線の遅れの影響につきましては、交差する箇所もあることから、現在、JR東海、飯田市との間で今後の工事工程などについての調整を進めているところであります。年内をめどに県の方針をお示しできるよう努めてまいります。

また、道路を含む駅周辺整備につきましては、飯田市、JR東海、長野県の3者の連携協力をさらに深め、地域の思いに寄り添って取り組んでまいります。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には病院の健全経営に向けての取組についてお尋ねがございました。

医療機関を取り巻く環境は、コロナ禍を経た患者の受療行動の変化や、議員の御指摘にもありましたとおり、物価の高騰、医師の働き方改革への対応などにより、病院経営は依然として厳しい状況でございます。

こうした中で、地域における医療提供体制を維持していくためには、限られた医療資源を最大限有効に活用する観点から、それぞれの医療機関が、個別最適ではなく地域における全体最適を図る取組を進めていくことが重要となります。

県としては、昨年度策定した医療機関の役割分担と連携を推進するグランドデザインを具現化することが、医療機関の経営の安定、ひいては地域医療の質の向上に資するという認識の下、

データ分析により可視化された地域課題の解決に向けた議論を主導するとともに、地域医療介護総合確保基金等を活用した必要な財政支援などに取り組んでまいります。

また、国に対しては、医療機関の厳しい状況を踏まえた適切な診療報酬の改定や、公立・公的病院の運営に対する地方財政措置の拡充、物価高騰に係る適時適切な支援など、地域の実情に沿った制度の改善や支援策が図られるよう要望、提言を行い、安定的な医療提供体制の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔9番早川大地君登壇〕

○9番（早川大地君）全ての執行部の方より御答弁いただきました。地域医療、そして保育、幼児教育において、現場の思いを、声を、ぜひとも大切にさせていただきたいと思います。

幼稚園、保育園、認定こども園は、小中学校と同様、県直轄ではなく市町村のフィルターが入ります。昨年の委員会でも要請しましたが、知事におかれましては、県庁を離れ、会議室を離れ、現場に行き、生の声を全身で理解させていただきたいと思います。スーツからジャージに着替え、一度、一日園長を体験し、職員だけでなく、園児からも大切なことを感じ取っていただきたいと思います。

待機児童については、せめて増加傾向にある一部の市町村でも年度末に確認し、実態把握すべきだと思います。

また、リニア中央新幹線、三遠南信自動車道、松本空港の国際化、そして諏訪湖の環境整備により、中南信は大きく変わろうとしています。そろそろ私たち長野県も大きく変わる時ではないでしょうか。チャンスが広がる中、知事の強いリーダーシップに期待しまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分休憩

---

午後1時開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

清水正康議員。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）早速ですが、県管理道の維持管理について。地元の現地調査などでいただく要望の中には、必ず道路や河川の除草、街路樹の手入れ等の要望があります。以前も質問させていただきましたが、今回も道路について質問いたします。

県下各地の道路で、子供の背丈ほどに育った草を見かけます。景観を損ない、見通しを悪くし、道路、歩道を狭くし、大きくなった樹木は舗装を持ち上げ、車椅子などの通行の妨げになる。また、病害虫の発生も懸念される。よいことは一つもありません。県は、沿道美化について少しずつ予算を増額して対応をしてくれてはいますが、地域住民の期待には応え切れていないのが現状であります。

そこで、質問です。

限られた予算の中で最大限の効果を得るために、どのような取組、工夫を行っていますか。また、街路樹などの樹木は、剪定など維持管理に大きな予算がかかり、アダプトシステムなど道路愛護活動でも、地域の方への負担は少なくありません。まちなかグリーンインフラといった考え方もありますが、関係市町村、地域の方々と協議をする中で、望まれば伐採も検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。以上を新田建設部長に伺います。

次に、公共配布カードを観光に生かす取組についての質問です。

これは4年前に竹内議員が最初に提案され、同じことを考えていた自分も委員会等で取り上げてまいりました。コロナ以降、観光が一定の落ち着きを見せている中、次の一手として、県全体の観光のためになると考えます。

県では、ダムカード、発電所カード、眺望カード、水門カード、災害伝承カード、トンネルカード、橋カード、近代化遺産カード、棚田カード、ため池カードなどのカードを発行しています。皆さんはどれだけ御存じでしょうか。

また、同様に、マンホールカードや景観カードなど様々なカードを発行している市町村もあります。しかし、県内にどんなカードが存在するのか。何枚あるのか。把握しようと思ってもできないのが現状であります。

そこで、質問です。

国や県、市町村では多岐にわたる公共配布カードを発行、配布しており、それぞれのカード、特にインフラカードは、施設や歴史を知ってもらうために発行していると認識していますが、間接的効果として、観光資源としても評価されております。それぞれのカードは観光資源として有効に活用されているとお考えでしょうか。

また、ダムカードは、国土交通省や県のウェブサイトで配布場所一覧を公表しておりますが、見栄えがしません。さらに、市町村も含め、県内でどのようなカードが発行されているか、全容は全く分かりません。県において、カードごとの情報をまとめたサイトを作成し、各種カードを観光資源としてさらに活用すべきと考えますが、いかがでしょうか。以上を加藤観光スポーツ部長に質問いたします。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君） 私には2点お尋ねをいただきました。

まず、県管理道路の除草や街路樹の手入れなどについてのお尋ねでございます。

道路の除草や街路樹の剪定など沿道美化については、令和5年度から、道路リフレッシュプランとして、交通量の多い市街地や主な観光地へのアクセス道路を対象に予算を増額し、重点的に取り組んでいるところであります。また、街路樹の一部については、森林づくり県民税を財源とする事業を活用し、観光地の景観形成に配慮した剪定などを行っているところでございます。しかしながら、県が管理する道路の延長は約5,200キロメートルあります。予算にも限りがあるため、結果的に全ての要望に応え切れていない現状がございます。

このような中で、限られた予算で最大限の効果を出すために、まずは道路の安全性確保の観点から危険な箇所の除草や剪定などを優先して取り組んでいるところでございます。また、沿道の美化については、地域の皆様の御協力が欠かせないものであり、現在、道路アダプト活動として360以上の団体により約620キロメートルの沿道美化活動に御協力いただいているところであります。

次に、街路樹の伐採の検討についてのお尋ねでございます。

街路樹は、道路景観の向上や沿道環境の保全、道路交通の安全性、快適性の確保などを設置の目的とし、特に、市街地では、潤いある空間づくりやヒートアイランド現象の抑制、災害時には火災延焼を緩和するなど多様な役割を有しており、重要度も高まっております。このため、県では、街路樹をはじめ市街地のグリーンインフラを街全体に広げていくことを目的とし、令和3年に信州まちなかグリーンインフラ推進計画を策定し、市町村や民間団体等とも連携し、取り組んでいるところでございます。

御質問の街路樹の伐採については、街路樹を設置した目的やグリーンインフラ推進に取り組む中で、一連の街路樹を伐採することは考えておりませんが、街路樹の老朽化や通行者の安全確保といった個別の事情も考えられるため、地域からそのような声をいただいた場合には、どのような管理方法が適切か、地域の皆様や市町村も含め、一緒に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君） 私には公共配布カードを観光に生かす取組について二つ御質問でございます。

まず、公共配布されるカードの観光への活用状況についてでございますけれども、公共配布カードは、その施設が所在します市町村などで配布されることが多く、取得のためには現地を訪れる必要があることなど、観光面からも誘客につながるアイテムではないかと考えておりま

す。また、カードを活用した取組の中には、例えばカードに掲載されたインフラの見学ツアーが実施され、ツアーを販売した途端に完売するものもあるなど、観光資源としての役割を担っている取組もございます。

一方で、発行されているカードの多くが、それぞれの機関における発信や配布にとどまっている状況もございますので、今後の取組によっては、公共配布カードを観光資源として活用できる余地はあるものと考えております。

次に、カードの観光への活用についてでございます。

公共配布カードを観光資源として活用するためには、配布しているカードの全容が確認できることに加えまして、その内容が分かりやすく、現地を訪れたくなるような情報が必要だと考えております。その上で、観光の点から周遊観光につながりやすいカードとしては、各地に所在しておりますインフラ施設を取り上げたものがその一つになると考えられることから、まず、インフラ施設の中でも人気が高いダムカードについて、県公式観光サイト「Go NAGANO」内に特集ページを作成し、カードの概要のほか、見学ツアーの情報など、足を運びたいくなるような内容を発信してまいります。

以上でございます。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君） 御答弁いただきました。

街路樹については、潤い、ヒートアイランド、また延焼予防といった効果があります。最後に御答弁いただいたとおり、地域住民の方とお話をする中で、必要な部分はしっかりと街路樹の伐採をしていただきたいと思います。

そして、道路の除草ですけれども、道路の除草は本当にあちこちからお話があります。予算の部分は知事をお願いすることかもしれませんけれども、さらに予算をつけていただきたい、そのように思います。

公共配布カードですけれども、前向きな御答弁をいただきました。まずはダムカードからというようなお話だったかと思っておりますけれども、ツーリズムとも併せて、施設、インフラカードが生きてくる、そういった形になるといいのではないかと思います。県下各地へ観光客の周遊が進むことを期待します。また、コレクターの心や子供たちもわくわくするような、そんな展開をお願いしたいと思います。

続きまして、寄附文化の醸成についてということで質問をいたします。

2008年から始まったふるさと納税。制度は少しずつ見直されていますが、在り方について、知事は、昨年、酒井県議への答弁の中で、地域の特産品を使うというよい面もあるが、問題意識を持っていると答えられております。信州「学び」応援寄付金や、昨年からはまった「ガチ

なが」などは、そういった問題意識から生まれたと認識しております。

江戸時代までの日本は、寄附を出し合って橋を造ったり、地域に寺子屋を開設したりと、寄附文化が定着しておりましたが、明治維新以降、公共的なサービスは行政がやるものとの認識が広まり、日本の寄附文化は低下したと言われております。寄附をしたか、ボランティア活動をしたか、見知らぬ人を助けたかなどの質問に対する回答を国ごとに集計した2020年の世界人助け指数では、日本は世界118位、ワースト2位とイギリスに本部のある慈善団体が発表しております。

順位は順位としまして、残念ではありますけれども、社会を、地域をよりよくするために、寄附文化には伸び代があると考え、質問いたします。

寄附文化の醸成には、寄附をすることによってどんな未来が描けるのかを提示したり、寄附をする側、される側のマッチングなどを具体的に示すことや、寄附後にどう役に立ったかを報告することなどが重要と考えます。そして、「ガチなが」は、返礼品目当てではなく、寄附者の気持ちが純粹に示されるということで、寄附文化の醸成に寄与していると評価します。

さらに寄附文化を醸成するために、寄附をしてくれた方へどのように報告をしているのか。また、寄附をしてくれた方の反応はどうか。渡辺総務部長に質問いたします。

現在、第2期の高校再編が進む中で、地元において新校に対する期待はかなり大きく、建設にはお金がかかるだろうから寄附をしたい、寄附を集めたらどうかといった声をいただきます。知事も、昨年、対話集会でそういった意見を直接聞いた記憶があるかと思います。子供たちにとってよりよい学校ができることを応援したいとの気持ちであります。地方財政法上、都道府県は、都道府県立高校の施設の建設事業費について、住民に対し、直接、間接を問わず、その負担を転嫁してはならないとされております。つまり、建設に対し寄附を集めてはならないということでもあります。

しかし、今回の再編・改革は、向こう50年、学校の歴史を考えると100年の学びの礎をつくる機会であり、大転換期であります。このタイミングだからこそ、新校のよりよい教育環境のために寄附をしたいとの地元の方々の思いがあります。この思いをどう受け止めるか、武田教育長に伺います。

最後に、民間公益活動の促進や寄附文化の醸成は、県も進めていると認識しています。人口減少社会において、地域で頑張る団体を支援するためにも、寄附文化の醸成はさらに力を入れるべきと考えますが、知事の所感を伺います。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私にはふるさと納税受付サイト「ガチなが」の成果をどう報告し、その反応はとのお尋ねでございます。

令和5年度に開設した「ガチなが」は、返礼品に頼らず、寄附者との共創を目指した全国初の県直営の受付サイトでございます。寄附者の方に成果を実感いただくことを大きな目的の一つとして、成果報告などに工夫を凝らしているところです。

具体的には、事業ごとに写真や動画等を用いた進捗レポートを作成し、発信しているほか、今年度からは、寄附者の方に対して、寄附事業に関連する特別講座やオンライン解説会の開催を予定している事業もあるところです。

また、反応といたしましては、「ガチなが」では、寄附者の方に御意見をお寄せいただけるようサイト上のコメント機能も設けておりまして、事業への応援や提案のほか、御自身が本県で体験したことと併せ、事業への期待などのコメントもいただいているところでございます。

今後も、多くの方に「ガチなが」の取組を知っていただき、より事業成果を実感いただけるよう情報発信等に力を入れてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○**教育長（武田育夫君）** 新校への寄附についての地元の思いの受け止めについての御質問をいただきました。

これまでも、母校や地元の学校、あるいは長野県の特徴ある学びを応援したいとの思いから、「ガチなが」の信州「学び」応援寄付金には多くの御寄附が寄せられ、教育備品や学習環境整備用品の購入等に活用させていただいております。

一方、再編統合に伴う新校開校に当たっては、同窓会や地元の皆様などから、それぞれの母校に対する思いや新たな学びを推進していく新校への期待とともに、教育環境の充実のための支援をしたいとの声が多く寄せられております。このため、本年度からは、今後開校する新校も「ガチなが」の信州「学び」応援寄付金の対象として選択できるようにしたところがございます。県教育委員会としましては、本制度を広く周知し、法に沿って寄附者の新校に対する思いや期待に応えられるよう努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○**知事（阿部守一君）** 寄附文化の醸成に力を入れるべきと考えるがどうかという御質問であります。

寄附文化を育てていくということは、私も大変重要なことだというふうに思っております。国宝になりました開智学校も、地域の皆さんがお金を拠出し合って造られた立派な学校、教育県長野県のシンボルでもあるというふうに思っております。

かつては、いろいろなものが多くの皆さんの寄附によって賄われてきました。御質問にもあ

りましたように、次第に行政の仕組みが整って、県民の皆さんや住民から頂く税金で仕事を担う分野が増えてくる中で、この寄附文化の果たす領域が徐々に狭まってきたことと相まって、なかなか日本の場合は寄附文化が広まっていかないという状況になってしまっているというふうに思っております。

私も、我々行政セクターは、もちろんしっかり頑張らなければいけませんけれども、営利を目的とする企業セクター、それから公共的、公益的な活動をする非営利セクターと、この三つが共々発展し、そして相互に連携して発展していくことが社会をよりよくしていくためには望ましいというふうに思っております。

そういう観点で見ますと、日本の場合は、このノンプロフィットのところは欧米等と比べるとまだまだ弱いというふうに思っております。そういう思いで長野県みらいベースをつくって、様々な団体への寄附を集める仕組みをつくらせていただきました。

また、県行政が取り組む分野でも、税金を直接投入するよりは多くの皆さんに応援していただくことが望ましいのではないかというものについては、「ガチなが」をはじめとするふるさと信州寄付金をお願いして集めさせていただいているところでございます。これから新しい社会をつくっていく上で、こうした寄附文化やソーシャルセクターの活性化、こうした分野は私も大変重要だというふうに思っております。人口戦略の中でもこのソーシャルセクターの活性化という観点を入れさせていただいておりますので、この寄附の在り方、寄附文化の醸成についても我々としてもしっかり考えていきたいというふうに思います。

以上です。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）お答えいただきました。

「ガチなが」等、コメント欄も使いながら、相互に寄附文化を醸成していただければ、そういった取組は大変すばらしいと思いますので、しっかりと発信していただきたいと思います。

また、教育長から高校の関係の答弁がありました。地方財政法上はという部分でありますけれども、クラウドファンディングなど自主的な寄附は否定しないといった考え方もどうやらあるようですので、ぜひ研究いただきまして、地域の温かい思いが集まり、そして地域に愛される学校ができるようお願いしたいと思います。本当に百年に一度の機会だと思いますので、そういった部分をしっかりと受け止めていただきたいと思います。

知事からは、行政、企業、非営利の部分が相互に発展するというお話をいただきました。人口減少社会の中、やはりそういった形でしっかりと未来を見据えて発展していく長野県であってほしい、そういった思いを持ちまして、一般質問を閉じたいと思います。

○副議長（続木幹夫君）次に、垣内将邦議員。

〔8番垣内将邦君登壇〕

○8番（垣内将邦君）自由民主党県議団、上伊那郡区選出の垣内将邦でございます。通告に従いまして順次質問をいたします。

まずは男性の育休取得の促進と多様な働き方について伺います。

9月定例議会の開会日である9月26日から10月2日までの1週間、育児休暇を取得しました。この1週間、子供としっかりと向き合うことができ、育児の大変さと喜びを改めて身をもって体感することができました。

育児には、夜中の授乳やおむつ替え、さらに家事といった多くの作業が伴います。特に、夜中に子供が泣きやまず、理由が分からないまま長時間あやし続ける場面では、精神的にも体力的にも非常に負担がかかることを改めて身をもって感じました。この育休を通じて、育児がいかに大変かを再認識するとともに、家庭におけるパートナーや家族との協力が不可欠であることを改めて理解しました。

この育休取得に当たり、当初は議会活動への影響を心配し、育休取得が議会軽視と受け取られるのではないかと不安を抱いておりました。しかし、周囲の理解と支援を得ることで、その不安を払拭し、安心して育休を取得することができました。

一方で、これから育休を取得したいと考えている男性の中には、不安を抱いている方も多いのではないかと思います。職場の文化や同僚の視線を気にすることでのためらいや、休むことで他の同僚に迷惑をかけるのではないかとプレッシャー、また、育休がキャリアに悪影響を与えるのではないかと、さらには、育休で収入が減少し、家計に影響を与えるのではないかとといった懸念が考えられます。

一方、育休を取らせる側の企業側にも不安や課題があり、育休中の業務をカバーする負担が増えることへの対応や、男性の育休に対する理解とサポートを進めるなど、職場の文化変革が鍵となります。育休は取って当たり前という風土をつくる必要があります。

こうした文化を変えるには、もちろん時間がかかるかもしれませんが、トップダウンの意識改革が必要です。今回の育休経験からも、社会全体が少子化や人口減少という重大な問題に正面から向き合うためには、私たち議員自身も率先して育休を取得し、その意義を広めることが不可欠であると感じております。

長野県の人口は、今年2月、ついに200万人を下回りました。さらに、2050年には160万人にまで減少するという厳しい予測が発表されております。少子化や人口減少が進む中で、労働生産性を向上させるだけでは、県全体の経済規模の維持は困難であります。若年人口が急速に減少する2030年代までの少子化対策が極めて重要であり、大きな転機となります。

これに対処するためには、今すぐに全世代を巻き込んだ積極的な政策を講じ、若い世代が安心して結婚、出産し、育児できる社会環境を整備することが必要です。私たちが目指すべき社会は、子供たちが家庭環境にかかわらず、大切にされ、健やかに成長できる社会です。

こうした未来を実現するためには、県民が一丸となって少子化対策に取り組む必要があります。この取組には、従業員を雇用する企業側からも積極的に関わってもらう必要があります。建設業、介護、保育などの業界では深刻な人材不足が続いておりますが、これらの業界は、地域社会の基盤を支える重要な産業でありながら、労働力不足が原因で業務が滞ることも少なくありません。これらの業界を含め、県の企業が安定して労働力を確保するためには、結婚や出産など従業員のライフステージが変わっても安心して働ける職場環境を整備する必要があります。若い世代が安心して子供を育てるだけでなく、仕事と育児を両立できる社会環境を整えることが地域経済の活性化に直結します。

県として労働力確保と育児支援の両面から持続可能な県づくりを進めていくために、男性が育休を取得しやすい環境の整備や多様な働き方を推進し、従業員にとって魅力ある職場を構築するための支援を行うことが重要であります。

そこで、お伺いします。

男性の育休取得を促進するため、県が設けたパパ育休応援奨励金制度やパパ育休公表奨励金制度は、男性の育休取得の後押しとなる重要な取組であると認識しています。これらの制度に係る現時点での申請状況と、今後さらに男性の育休取得拡大に向けた具体的な取組について伺います。

長野県が若い世代や子育て世代から安心して暮らせる県として選ばれるためには、短時間勤務や週休3日制など働きやすさや生活の質の向上につながる多様な働き方が重要です。今後、県として多様な働き方を支援するため、どのように取り組んでいくのか、伺います。以上2点を田中産業労働部長にお伺いします。

また、男性の育休取得や多様な働き方を広めていくためには、トップのリーダーシップが極めて重要であると考えます。知事が先頭に立ち、民間企業の経営者を巻き込んで、今までの固定概念にとらわれない施策に取り組んでいかなければならないと考えますが、阿部知事の意気込みを伺います。

次に、当県の豊かな自然環境の保全と脱炭素化の推進について伺います。

私が以前から述べているように、長野県のすばらしい財産は、爽やかな風、清らかな空気、おいしい水であります。また、夜になると光り輝く星空が広がり、他県では見られない美しい夜空となります。さらに、我が県には3,000メートル級の山々と点在する盆地があり、多くの大河川の源流も流れています。フォッサマグナや中央構造線による複雑な地形に加え、日本海

型と太平洋型の両方の気候が影響を与え、生物にとって多様な環境が提供されており、長野県の生態系の多様性を育てています。これらのすばらしい自然環境をこれからの子供たちのために後世に残していくことが重要であり、我々の使命であります。

一方で、地球温暖化や気候変動の影響が深刻化し、今年の夏も異常な暑さや作物被害が相次ぎました。特に、海水温の上昇で線状降水帯が頻繁に発生し、能登半島で大災害が発生したことは、CO<sub>2</sub>削減の必要性を強く感じさせます。

気候変動問題は、地球全体に生きる全ての生物にとって避けられない喫緊の課題であります。2021年のCOP26では、産業革命期からの平均温度上昇を1.5度以内に抑える目標が掲げられ、今後10年が地球温暖化防止の重要な期間であるという世界共通の認識が示されました。日本も、2020年に2050年カーボンニュートラルを宣言し、長野県も気候非常事態宣言や脱炭素社会づくり条例を制定し、2030年までにCO<sub>2</sub>排出量を2010年比60%削減、2050年に実質ゼロを目指すゼロカーボン戦略を策定しています。

こうした流れを受けて、個々の市町村や事業者において、ゼロカーボンに向けた計画策定や取組が動き始めています。しかし、この実現には、市町村や企業単独の対応だけでは限界があり、経済や社会圏を共有する地域全体が連携して行動することが求められています。地域全体で資源や知識を共有し、知恵を出し合い、持続可能な地域づくりに取り組むことが不可欠です。そこで、伺います。

県として、ゼロカーボン戦略に掲げる2030年度までにCO<sub>2</sub>を2010年度比60%削減するという高い目標をクリアするため、どのような取組に重点を置き、加速化させていくのか、諏訪環境部長に伺います。

次に、企業の脱炭素化促進について伺います。

県や市町村が進めているゼロカーボン宣言、そして、それに関連する施策は、企業の脱炭素化への取組に大きな影響を与えます。特に、2050ゼロカーボンの実現に向け、長野県産業の牽引役である製造業の脱炭素化は重要であります。企業側の関心が高まっている中で、今後脱炭素化を着実に進めていくためには、企業に対するエネルギーコストやCO<sub>2</sub>削減に向けた支援、技術開発の支援が必要と考えられますが、県の取組を田中産業労働部長に伺います。

さらに、事業者の省エネルギー化の推進も急務であります。県では、事業者の省エネ診断に取り組んでおりますが、これまでの成果と今後の展開について諏訪環境部長に伺います。

最後に、水素エネルギーの利活用について伺います。

水素エネルギーは、中国、韓国、アメリカやヨーロッパなど多くの国が開発を進めており、我が国日本でも2017年に水素基本戦略を発表し、水素エネルギーの利用を国の成長戦略の一部として位置づけ、トヨタやホンダなどが既に燃料電池車を開発、販売し、燃料電池バスやト

トラック、フォークリフトなど商業車両にも水素技術が拡大しているほか、製造時に多くのCO<sub>2</sub>を排出している製鉄業では、水素を利用してCO<sub>2</sub>を出さずに鉄を製造する水素還元製鉄法が開発されるなど、技術革新が進んでいます。

水素の利活用には、製造コストがまだまだ高いことや、製造効率の改善、インフラの整備不足、安全性、法や規制の整備など様々な問題があり、克服していかなければならないことはたくさんありますが、県としてもその利活用を研究すべきと考えます。

そこで、脱炭素の観点から有効であり、次世代のクリーンエネルギーとして注目される水素の利活用の可能性と県の検討状況を田中産業労働部長に伺います。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には4点御質問をいただきました。

初めに、男性の育休取得促進と拡大に向けた具体的な取組についてでございます。

長野県の男性の育児休業取得率は、令和4年度調査の16.3%から、翌年の令和5年度では36.7%と大きな伸びとなっているところでございます。あわせて、7月に開始しました議員御質問の奨励金の受付は19件、うち1件が公表奨励金となっており、現在多くの事業者の皆様から申請手続等に関する問合せをいただいている状況でございます。

男性の育児休業取得拡大に向けては、昨年度、育休取得促進に関する情報を一元化した特設サイト「長野県は育児休業取得を応援します！」による県内企業の好事例の紹介や、国の助成金等の支援制度などを分かりやすく発信するとともに、今年度は新たに専門コンサルタントを企業に派遣し、育休取得促進の体制整備に向けた就業規則の改正の手ほどきや、個人依存の業務の共有化に必要な対策を議論するなどの伴走支援の実施、事業主、労働者それぞれに向けた育休取得啓発セミナーを開催し、さらに、今後、金融機関と連携した県内企業への周知の取組を展開しながら育児休業取得を一層促してまいります。引き続き、女性に偏りがちな育児負担を夫婦で共有し、共育てができる働き方が当たり前の社会となるよう取り組んでまいります。

次に、働きやすさや生活の質の向上につながる多様な働き方の支援についてであります。

出産、育児を行う子育て世代は、通常の勤務形態に働きづらさを感じており、ウェルビーイングを実現するためには、今の時代に合った働き方への見直しが必要であると考えております。多様な働き方の普及のため、県では、これまで、職場環境改善アドバイザーが企業を訪問しまして、短時間正社員制度やフレックスタイム制度などの導入支援を行ってきたところでございます。

加えて、今年度から、子育て世代に限らず、障がいのある方やシニアなど従来型の勤務に働きづらさを抱える多様な人材の労働参加を進めるため、長野ダイバーシティワークを新たに開始する中で、業務の切り出しや社内制度の整備などを伴走支援し、モデル事例を構築する予定

でございます。また、こうした方々のキャリア形成を支援し、テレワークなど柔軟な働き方を後押しするため、デジタルスキルの習得から就職までを一体的に支援するデジチャレ信州にも取り組んでいるところでございます。引き続き、県内企業には、働きづらさを抱える方の事情や特性に対する理解を深めていただくとともに、それぞれに合った多様な働き方を導入していただくよう支援してまいります。

次に、製造業の脱炭素化を進めるための支援の取組についてでございます。

製造業が多い本県においては、ゼロカーボンの実現に向け、産業部門であります企業自らの事業活動におけるエネルギーコストやCO<sub>2</sub>を削減すること、加えて、環境関連分野での新たな製品、部品、技術のグリーンイノベーションの創出につなげていくことが重要でございます。県では、この企業自らの事業活動における削減支援の取組としまして、エネルギーコスト削減促進ツールを開発し、企業に無償提供し、省エネ設備の導入を促しているほか、工業技術総合センターにおいて企業のカーボン排出量の見える化と削減支援によりコスト削減につながった事例もございます。

また、グリーンイノベーションの創出については、県産業振興機構において、小水力、サーキュラーエコノミーイノベーション等の研究会を企画運営し、新たな製品をつくるきっかけづくりを支援しているほか、企業の環境関連技術開発を支援し、従来と比較して極めてエネルギー損失が小さい高効率モーター用部品の量産化技術に世界で初めてめどをつけた事例も出てきております。引き続き、ゼロカーボンの実現に向けて、県内製造業のエネルギーコストやCO<sub>2</sub>排出量の削減支援、グリーンイノベーションの創出支援の両輪で進めてまいります。

最後に、水素の利活用の可能性と県の検討状況についてでございます。

水素は、カーボンニュートラルの実現に向けて大変重要なクリーンエネルギーの一つでございます。県では、県内企業の水素利活用に当たって、課題と今後の方向性を整理するため、長野県産業イノベーション推進本部の下に水素利活用検討プロジェクトチームを設置し、本年度から5回にわたり検討を進めてきました。会議では、国の動向や県内企業等の先進事例を共有するとともに、県内産業の水素の潜在需要調査の中で、電化が困難なボイラーなど高温の熱を利用する業種を中心に高いポテンシャルがあることが分かってきたところでございます。

これらを踏まえ、プロジェクトチームでは、今般、中間取りまとめを行い、一つ目が、水素リテラシーの向上と需要の掘り起こし、二つ目としまして、水素利活用の需要と供給を一体的に進めるモデルの構築、三つ目が水素利活用をビジネスチャンスとした新規参入等の促進を今後の取組の方向性に位置づけたところでございます。

加えて、豊かな自然環境や内陸部に位置する本県の特性に鑑み、今後、四つのプロジェクトとして、再生可能エネルギーによる水素製造と企業の利活用、光触媒による新たな水素生成技

術の社会実装、持続可能な観光を推進する水素の利活用、水素を内陸部へ効率的に長距離輸送する供給体制を掲げ、具体的な水素利活用のモデルを構築していくこととしたところでございます。

今後、長野県イノベーション推進本部会議にこの中間取りまとめを報告し、意見を踏まえた上で、産学官で連携するコンソーシアムの設置などにより、需要と供給の一体的な取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には男性の育休取得や多様な働き方を広めていくための意気込みという御質問をいただきました。

まず、垣内議員におかれましては、お子様の御誕生、誠におめでとうございます。また、率先して育児に向き合っておられますことに心より敬意を表したいと思っております。

男性の育休取得促進や多様な働き方が普及していくためには、各企業や事業所、とりわけ経営者の皆様方が固定観念を払拭して、新しい柔軟な働き方を積極的に導入していくことが重要だというふうに考えております。このため、昨年度から女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会を発足させまして、企業等のリーダーの皆様方と共にリーダー自身の意識改革や行動変容を進めているところでございます。

先般お示しした人口戦略（仮称）骨子案におきましても、働き方を変えて共育てをみんなで当たり前にしようということを掲げて、希望者全員が育児休業を取得できる職場環境づくり、子育て中でも働きやすい多様な柔軟な働き方を推進する企業の支援を具体的取組のアイデア例としてお示ししているところでございます。

人口戦略の実現に向けては、様々な主体にも積極的なお取組をお願いしたいと思っております。経済界にも具体的なアクションの作成、公表をお願いしていきたいというふうに考えております。私からも、男性の育休取得促進、多様な働き方の導入、こうしたことを積極的に働きかけていきたいというふうに考えております。共育てができる働き方が当たり前の長野県を目指して、経営者の皆様方と共に取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君）脱炭素化の推進に関しまして2点御質問をいただきました。

まず、ゼロカーボン戦略の目標達成に向けた重点的な取組についてのお尋ねでございます。

ゼロカーボン戦略で掲げた高い目標の達成に向けては、真に効果的な施策を見極め、スピード感を持って重点的に推進する必要がございます。このため、昨年11月に策定したゼロカーボ

ン戦略ロードマップに、国に先駆けた新築住宅のZEH水準の適合義務化、屋根ソーラー初期費用ゼロ円モデルの構築、事業者の使用エネルギー可視化支援など施策効果の高い重点政策を掲げ、関係部局一丸となって取組を進めているところでございます。

また、議員御指摘のとおり、地域全体が連携して脱炭素化に取り組むことは極めて重要でございます。県内では、地域特性を生かした先駆的なモデルを国が選定する脱炭素先行地域に5市村が選ばれるなど、行政、地域、事業者の協働による取組が始動しております。こうした動きを県内の全ての市町村に波及させるため、県としても、エネルギー自立地域づくりのための補助制度の創設や計画策定の支援、市町村と企業の協働に向けたマッチングなどに重点的に取り組んでいるところでございます。

次に、事業者の省エネルギー化の推進に向けた県の取組についてでございます。

まず、事業者の省エネ診断については、県に登録された専門家を事業所に派遣して無料の省エネ診断を実施し、省エネルギーのための運用改善や設備更新に係る助言を行っており、実施事業者からは大変好評を得ているところでございます。また、今年度からは、国が有償で実施する省エネ診断の診断料への補助を行いまして、実質無料とすることで受診環境の拡充を図ったところでございます。

また、県では、地球温暖化対策条例に基づきまして、エネルギー使用量を可視化し、排出量の削減目標等を定める事業活動温暖化対策計画の提出を大規模排出事業者に対して義務づけているところでございまして、直近で把握できる2020年度の産業・業務部門の排出量の実績は、制度の運用開始前年度の2013年度と比較いたしまして約26%減少しております。この制度が一定の寄与をしているものと考えておるところでございます。

また、提出義務のない中小規模排出事業者の任意参加を促すため、制度の周知を図ってございまして、令和5年度末時点での参加者は516者と、本県とおおむね同様の制度を運用している26道府県の中でも第2位となっております。

今後も事業活動温暖化対策計画への任意参加を促すため、来年度からは、計画書の提出を県の入札参加資格における加点対象とすることといたしております。また、省エネ診断については、その結果を生かすため、診断を実施した事業者が積極的に省エネ設備への更新に取り組めるよう、金融機関とも連携した取組も進めてまいります。

〔8番垣内将邦君登壇〕

○8番（垣内将邦君）それぞれ答弁をいただきました。

少子化・人口減少問題に対して、スウェーデン、デンマーク、ドイツでは、既に先進的な政策を導入し、出生率の改善と人口減少の抑制に成功を収めています。

我が国は、これまで幾多の危機を乗り越えてきた歴史があります。2030年代までがラスト

チャンスと言われるこの重要な局面に、県民一丸となって力を結集すれば、この難題も必ずや克服できると信じております。

また、我々が先人から受け継いだこのすばらしい長野県の自然環境を、次世代にすばらしいまま引き継ぐため、最新の技術と知恵を結集し、社会全体で全力で取り組むことを改めてお願い申し上げまして、私からの全ての質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後1時48分休憩

---

午後2時4分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

青木崇議員。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）自由民主党県議団、松本市・東筑摩郡区選出の青木崇です。最後の登壇順となりますので、私からは端的に質問をさせていただきたいと思います。

初めに、人口減少対策について質問いたします。

我が国の少子化・人口減少は、とどまるどころか、想定を超える速さで進行しており、低位推計とされてきた2100年に5,000万人割れ、今から6割減ほどになりますけれども、こういった人口推移の未来すら現実味を帯びてきています。

日本が直面する少子化・人口減少の主な要因は、若者、特に女性が地方から東京に流出していく東京一極集中にあるという認識が広く共有されるようになってきています。先般の都知事選においても、この東京一極集中の在り方はテーマの一つとなり、全国的な世論喚起のきっかけとなりました。

一方で、都知事選直後の8月、福井で全国知事会議が開催された際、人口問題に関わる緊急宣言案に関する議論の中で、東京一極集中の是正をうたう文言を削除するよう東京都知事が要請する場面があり、地方の知事との議論の応酬があったと報じられています。東京都と、首都圏を含むその他自治体とで足並みがそろわず、人口減少対策に向けた立場の違いが表面化することとなりました。

世界との競争力を維持するために、一定の東京への機能集約が必要であるという指摘もありますが、この人口減少下、しかも想定を超えるような速さで進む減少局面において、女性・若者が全国から東京に吸い込まれ続けるその先に、持続可能な日本の発展の未来があるとは思えません。少子化・人口減少、東京一極集中の解決の見通しすら立っていないことに、この国の

将来に対する大きな危機感を覚えます。日本の危機に対して国民意識を喚起し、全国から国を動かすような流れをつくっていくことが求められます。

阿部知事は、全国知事会において国民運動本部長を務められています。東京一極集中是正に当たって、全国知事会の危機感、また議論の状況はどのようになっているのでしょうか。また、人口減少に立ち向かうために全国知事会はどのような役割を果たすべきだと考えるか。阿部知事の見解をお伺いいたします。

一方で、この人口減少による負の影響を受け身的に対処するばかりでなく、これを前向きに捉えて好機を逃がさないような施策を展開していくことも重要となります。デフレからの完全な脱却を目指す国の方針の下、日本経済は新たなステージに突入しようとしているところであり、チャイナリスクの顕在化などもあって、地方におけるポテンシャル、可能性にも注目されるようになってきました。

さきの定例会においても、人口減少社会において希望を持って幸せに暮らせる信州の実現について質問をさせていただいたところですが、長野県が今般策定を進めております仮称人口戦略骨子案、以下、人口戦略案と言いますが、こちらでは、人口減少を将来への希望の種として前向きに捉え、社会変革期におけるチャンスとすることをうたい、意欲的に取り組まれようとしています。

そこで、人口減少という逆境において、どのようなチャンスのある社会の実現に挑戦をするのか。そのチャンスを最大限生かすためには何が重要であると検討して考えているのか。中村企画振興部長にお伺いします。

続きまして、人口戦略案における価値観の転換についてお伺いします。

今定例会において、先ほど質問されておりました垣内議員と共に、私も育休を取らせていただきました。この期間、私も一切の予定を入れずに過ごさせていただきましたが、気づけば、1人目の子供が生まれてからまとまって子供と接する時間をあまり取ることがなく、こんなに子供と一緒に過ごしたのは私も初めての経験でした。

この期間中は、さきの6月定例会開会日に生まれたゼロ歳の子供に私が付きっきりで過ごし、上2人の子供と共に、食事からお風呂までを家族と流れ作業でバトンを渡すように済ませていきました。幾らやっても足りないことはないのだと思っていますけれども、ふだんより多く替えたおむつの数だけ、うちの家族も少し前向きになってくれたのではないかと願っているところでもあります。

今回改めて体感したこととしまして、共働きの多子世帯をこれから増やそうとしていくなら、家族内で役割分担をしながら交代して育休を一定期間取れるようにしていかないと、そもそも生活が回っていかないということ。そして、それを支えるような家事、育児の日常的な支援

サービスがまだまだ地方には不足していることなどが挙げられます。

もう一つ、今、長男は3歳、長女は2歳になりましたが、子供と向き合う日々を通して、今しかない子供と過ごす時間の大切さに今さらになって気づきました。ふだんから育児に取り組んできたつもりでいましたが、日々の生活や仕事に追われているとなかなか考えられない仕事と家庭のバランスについて、育休というゆとりを持つことで気づききっかけができることになりました。貴重な機会を得るに当たって、育休取得を推奨していただき、御理解をいただいた皆様方に感謝を申し上げます。

そして、社会の価値観の転換を図らなければ、男性育休はなかなか取得しづらいものだと思います。今回私が育休を取得するに当たっても、それを推進する立場でありながら、やはりちゅうちょする気持ちや募る不安感が拭い切れず、自分の中においてすらそのハードルの高さを実感したところです。

今回策定される戦略案においては、人口減少の事実共有と価値観の転換を図ることが重要とされており、これは、男性育休取得に限らず、ジェンダー問題や多文化共生など、今後長野県が人手不足を乗り越える上で必要となることとなります。地方で窮屈な思いをしたくないと考える、新しい当たり前の到来を待っている若い世代の選択の結果が、今の日本の状況として表れているのだと思います。

一方で、1人目、2人目が生まれたときと違い、3人目が生まれた今年は、子供が生まれたのにまさか育休を取らないのかと、多くの方から、特に子育て真っ最中の方や子育てを終えた方々から指摘を受けるようになり、この1～2年で一気に社会の潮目が変わっているということも実感しています。

そこで、男性育休の取得推進や性別による固定的役割分担意識の解消、外国人の活躍等が実現する前提として、人口戦略案では、人口減少の事実の共有と価値観の転換が根底に位置づけられています。県民意識における人口減少の事実の共有と価値観の転換にどのように取り組んでいかれるのか。阿部知事の見解をお伺いいたします。

続きまして、人口減少対策について、今定例会でも様々な視点から議論されているところですが、私からは文化財保護の観点について質問させていただきます。

これまでも、担い手がない、保全する財源がないとされてきた文化財行政ではありますが、人口減少局面においては、その保護の課題がさらに深刻となります。日頃保全活動に取り組む方、地域の方々からは、これからの文化財保護に対する懸念の声を多くお聞きするところであり、地方の固有性や誇りを生かしていく上でも、ここに力を入れていくことは重要なこととございます。一度失われたら取り戻すことのできない性質があることから、文化財保護に関して人口戦略案に位置づけるなど、人口減少時代における有形・無形文化財に対する県としての支

援の在り方について直江県民文化部長に見解をお伺いいたします。

続きまして、若者支援の観点からもお聞きします。

先月、信州みらいフェスという県主催の若者イベントに参加させていただきました。私は市議を務めていたときから若者との意見交換の機会は多く持つようにしていますが、この10年間、10代から30代までの若者からいつもお聞きするのが、地元がどんな取組をしているかよく知らない。政治が何をやっているのかよく分からない。あんまり興味がない。そういった声を常々お聞きします。どの世代においても政治に対する不信感があることは同じことだとは思いますが、県がこれから若者の定着に向けた若者支援策、少子化対策を力強く展開しようとする中で、その取組が当事者に伝わっていない現状は、施策の効果を発揮する上で大きな課題となります。

そこで、2点について質問します。

県は、若者の声を聞く取組を進めていますが、若者の行政に対する信頼感醸成のためには、若者から出た意見が県の政策に反映された、そういった体験や実感が不可欠であると考えます。聞き取った若者の声を今後どのように政策に反映されていくのか。高橋こども若者局長にお伺いします。

また、若者との意見交換を通じて、県の施策展開が若者に十分伝わっていない現状があると感じます。県のホームページを見ますと、アルクマのチャットボットがありますが、例えば、そこに県の子育て支援策にどんなものがあるかということを知っても、欲しい答えになかなかたどり着くことができない状況にあります。

先日、生成A I研修会を自民党県議団政調会で開催したところ、生成A Iを活用したチャットボットの応答性など、その可能性を改めて認識させられたところです。生成A Iを活用したチャットボットの機能向上などによって、県施策について若者に周知し、県政を身近に感じてもらう取組ができないか。中村企画振興部長に見解をお伺いいたします。

続きまして、件名2、信州まつもと空港について伺います。

松本空港は、1994年のジェット化開港から30周年を迎え、コロナ後の需要も回復し、2023年度には過去2番目となる25万9,000人余りの利用があるなど、好調に推移しています。今年7月には、松本市で松本空港ジェット化30周年記念事業が開催され、フジドリームエアラインズ、F D Aと松本商工会議所からは空港活性化に向けた要望が出され、施設整備や運用に関する提言がなされたところです。

先月から、F D Aと、F D Aが筆頭株主となったスカイマーク社との連携により、松本―神戸線、神戸―那覇線乗り継ぎの際に、神戸空港で荷物を取り出すことなく輸送する取組が始まりました。大阪・関西万博開催を控え、来年から国際化する神戸空港は沖縄へも定期就航していることから、松本からのハブ空港としての期待が高まります。F D Aでも、松本空港におけ

るさらなる路線拡充に意欲を見せていただいていることから、関係者や利用者の期待の声に応えられるようなさらなる取組を望みたいと思います。

そこで、次の3点について見解を伺います。

まず、松本商工会議所主催のジェット化30周年記念事業におけるFDA鈴木会長の提言や同会議所からの要望を受けて、今後どのように施設整備を進めていくのでしょうか。

次に、交通政策局におかれましては、新規就航に向けて、地元地区との協議やコロナ明けの機体確保、航空燃料不足など、度重なる困難を乗り越えて、4年8か月ぶりとなる国際チャーターモンゴル便が就航するに至ったわけでありますが、入国審査用施設の建設も進んでいる今、空港国際化に向けた取組の状況と今後の展望についてお伺いします。

そして、来年国際化する神戸空港では、FDAとスカイマークの連携により、松本からのハブ空港としての機能が向上します。神戸空港を経由する沖縄便、国際便へのアクセス向上が期待される中、大阪・関西万博を契機とした神戸空港との連携強化をどのように進めていくか。以上、小林交通政策局長にお願いします。

続きまして、件名3、松本食肉処理施設の移転について伺います。

JAグループが進める松本食肉処理施設の移転に当たっては、以前も質問させていただいたところではありますが、朝日村が主要な移転候補地として現在鋭意調整が進められているところでもあります。立地による周辺への影響を心配される地元への説明会を重ねていただくとともに、整備実現に向けてオール長野で取り組めるよう、農政部におかれては大変な御尽力をいただいていることと存じます。

本件については、松本地域のみの問題ではなく、全県で取り組まなければならない信州の食肉流通、畜産業振興のテーマであることから、ここまで県として調整支援を重ねてきた中ではありますが、何とか整備実現に至ることを期待するわけでもあります。

そこで、次の2点について小林農政部長に伺います。

1点目。県内に食肉処理施設が立地することによるメリット、また、処理水等による施設周辺への影響を懸念する声に対してどのような対応が可能なのかをお伺いします。

2点目。現在の松本食肉処理施設は、朝日村が主要移転候補地として早期移転に向けて調整が進められているところでもあります。食肉処理施設の移転についてはオール長野で取り組むことが求められておりますが、県は整備実現に向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いします。以上、小林農政部長に質問させていただきます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には2点御質問を頂戴いたしました。

まず、人口減少に立ち向かうために全国知事会はどう役割を果たすべきだと考えるかという

御質問でございます。

全国知事会におきましては、この人口減少問題が現下の最重要課題だというふうに認識をしております。このままの状況では地域がますます衰退してしまうという大きな危機感の下で、夏の全国知事会議におきましては、人口戦略対策本部の設置と、「人口減少問題打破により日本と地域の未来をひらく緊急宣言」の決議を行ったところでございます。

決議の取りまとめに当たりましては、様々な議論がありました。東京都からは、特定の地域への人口集中と日本全体の人口減少の因果関係が不明だという御意見があり、様々な議論の末、都の意見を併記するという形で取りまとめられております。

また、9月の自由民主党、そして立憲民主党の総裁選挙、代表選挙に当たりましては、国民運動本部において各候補者に対して要請活動を行わせていただきました。その提言書の取りまとめを務めさせていただいたわけではありますが、こちらは全都道府県の合意を得て、東京一極集中の是正による社会減対策等を含む人口減少対策の推進を提言の重点項目の1番目に掲げさせていただいているところでございます。

この人口減少問題は、各県知事が結束して取り組むことが重要だというふうに思いますし、また、我々行政だけでなく、経済界を含む広く多くの国民の皆様方の御理解と御支援が必要だというふうに考えております。国民運動本部としても、私、県知事の立場としても、関係団体にいろいろと働きかけをしております。先日も御答弁申し上げたように、経団連や経済同友会でも、私からこの東京一極集中の課題についてお話をさせていただいているところでございます。

引き続き、経済界を含む様々な皆様方と協力をして、この国全体の動きとしてこの一極集中の是正を含む人口減少対策がしっかりと前進するように取り組んでいきたいというふうに思っております。

それからもう一点、人口減少の事実の共有と価値観の転換という、この人口戦略（仮称）骨子案に示しているテーマにどう取り組んでいくのかという御質問でございます。

まず、青木議員におかれましては、3児の父として率先して育児に取り組まれていらっしゃることに敬意を表したいと思います。

今回、人口問題について様々な意見交換を行わせていただいたところでございますけれども、やはり男性は仕事、女性は家庭といった固定的な性別役割分担意識を払拭することの必要性や、気兼ねなく育休が取れるよう職場の同僚も含めた理解促進、支援が必要だといった御意見、また、地域が一体となって外国人も暮らしやすいように配慮していくことが必要だといったような御意見をいただいております。こうした点については、まさに働き方や暮らし方の変革、そしてその前提となる価値観の変化、こうしたことが必要だというふうに思います。ある意味、

これまでの常識を変えていかなければいけない部分があるというふうに考えております。

今回の骨子案では、多様な価値観が認められる寛容な社会に変えていくという方向性を出させていただいておりますが、こうした方向性は、女性や若者の皆さんの生きづらさを解消し、結果的に人口の社会増や出生数の減少の反転にもつながり得るものというふうに考えております。この価値観の転換は様々な取組の基本であると考えておりますが、我々行政が取り組むものとしては極めて難易度が高いテーマだというふうに思っております。

今後、県民会議の皆様方と共に方向づけを行いながら、多くの県民の皆様方とも問題意識を共有させていただきつつ、丁寧に取り組を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には2点、チャンスのある社会の実現と若者に県政を身近に感じてもらう取組について御質問をいただきました。

まず、チャンスのある社会の実現でございますが、人口減少社会については、人口が減っている分、一人一人にスポットが当たり、誰もが活躍できる可能性が増す。児童生徒数の減少は、個別最適な学びを実現する機会になる。AI、ロボット技術の徹底活用による、より便利で快適な暮らしを実現する契機となる。人口構成の変化に対応した新たなビジネスが生まれる余地があるといったチャンス的一面も持ち合わせているものと考えております。

こうしたチャンスを生かすには、制度の改正や個別の施策ももちろん必要ではございますが、何より、チャンスはチャンスとして認識していないと生かすことはできないと考えております。そのためにも、先ほど知事からの答弁にもありましたが、骨子案の「人口減少の事実の共有と価値観の転換」による県民一人一人の意識の変革というものがやはりここでも重要になってくるものと考えております。

続きまして、若者に県政を身近に感じてもらう取組についてでございます。

県では、広報紙やホームページなど様々な広報媒体により県政情報を発信しておりますが、発信した内容が県民の皆様、特に若い世代の皆様に十分に伝わっていないのではないかという問題意識を共有しているものと考えております。

広報というものは、コミュニケーションの一つの形ですので、情報の受け手を常に念頭に置く必要があります。若者がよく使う媒体での発信を行うべく、先月には公式LINEを開設したところでございます。まずはこの公式LINEについて効果的な発信を拡充させていくことに注力してまいりたいと考えておりますが、議員御指摘の生成AIの活用も含めて、今後効果的な広報、コミュニケーション手法を研究してまいります。

人口戦略（仮称）におきましては、県民の皆様を巻き込みながら、先ほども述べましたよう

に、既存の価値観を転換して、人口減少の緩和、人口減少社会への適応に向けて、県民一人一人にアクションを起こしていただくことを目指しておりますが、このためにも、県民の皆様への訴求は必須だと考えておりますので、引き続き広報力の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○**県民文化部長（直江崇君）** 私には人口減少時代における文化財保護についてお尋ねを頂戴しております。

文化財は、地域の歴史や先人の努力が反映されたものであり、住民の誇りやシンボルになっているものが多く、また、地域固有の魅力として、まちづくり等への活用といった観点からも、その保護は大変重要と認識しております。

人口減少や少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となっております。地域社会総がかりでその継承に取り組む必要があることから、平成31年4月施行の文化財保護法の改正によりまして、地域における文化財の計画的な保存、活用の促進等が求められております。

そのため、現在、県では、長野県文化財保存活用大綱を策定しているところでございます。この大綱は、法に基づきまして、県における文化財の保存、活用の基本的な方向性を明確化いたしまして、各種取組を進める上で共通の基盤となるものであり、人口減少時代も踏まえた文化財の保護に関してはこちらにしっかりと位置づけてまいりたいと考えております。

これまでも、県として、文化財パトロールによる定期的な現状把握、国及び県が指定した文化財の保存、修理等に対する補助予算額の確保などに取り組んでまいりました。担い手不足が課題となります無形文化財につきましても、南信州地域において南信州民俗芸能継承推進協議会への参画や、企業・団体に民俗芸能の継承を支援いただく南信州民族芸能パートナー企業制度に取り組んでおります。

また、信州アーツカウンシルでは、担い手不足で途絶えていた盆行事の復活に取り組む団体への支援等も行っております。このような支援を含めまして、適切な保存管理や活用促進、担い手確保等の方向性を大綱に位置づけまして、市町村と協力しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○**県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）** 私には若者からの意見の政策への反映について御質問をいただきました。

県では、今年、様々な形で若者との意見交換を行ってきておりますが、その一つとして、若者が自ら企画し、交流しながら信州や自分の未来を考える場をつくる信州みらいフェスを、

「信州に関わる若者による熱い未来を共創するための大作戦会議」をコンセプトに、8月に東京、9月に松本で開催いたしました。9月15日に松本市のあがたの森文化会館で開催された「信州みらいフェス in 松本」では、100人を超える大勢の若者が参加し、「信州の魅力を全国に広めるには」や「信州発の企業家を増やすには」などをテーマに、七つのワークショップやトークセッションで長野県の未来を考える熱い議論が繰り広げられました。

青木議員におかれましては、「若者が参画するまちづくり」をテーマとしたワークショップに若者の1人として御登壇いただきまして、誠にありがとうございました。議員からも御指摘がございましたが、若者の社会参画を進めるためには、若者の声や意見が社会や行政に影響を与えていると若者自身が実感できることが重要であり、これまでの若者との意見交換においても、若者が意見を言える場がもっとあるとよい。実際にどのような対応を取ったのか分かるようにしてもらえればもっと意見を言う意欲が湧くなどの声があったことから、県としてもしっかりと対応していく必要があると考えております。

このため、今回開催した信州みらいフェスなどを一つのイベントで終わらせることのないように、今後若者が開催する信州若者みらい会議において、若者同士でさらに議論を深めた上で政策提案が行われる予定としておりまして、提案された内容につきましては、今後策定する人口戦略（仮称）や、来年度以降の若者施策の推進に生かせるように取り組んでまいります。

以上です。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）信州まつもと空港について3点御質問を頂戴しました。

まず、提言、要望を受けた今後の空港の施設整備についてでございます。

本年7月26日に開催されました信州まつもと空港ジェット化30周年記念事業においてF D Aの鈴木与平会長が講演されまして、その中で、駐機場の拡張や誘導路の増設、待合ロビー等ターミナルビルの施設拡充など、今後の空港の発展、機能強化に向けた具体的な施設整備の提言をいただいたところでございます。また、同日、松本商工会議所からも同趣旨の要望をいただいたところです。

これらの御提言、御要望につきましては、関係者の皆様の松本空港への大きな期待と熱意が表れたものでありまして、しっかりと受け止めなければならないと考えているところでございます。県としましては、まず喫緊の課題でございます駐車場の混雑対策としまして、増設準備のための関係予算を本議会に提案したところでございます。

空港全体の機能強化、拡張に向けましては、令和元年度に概略検討を行っていることから、コロナ後の航空業界などの状況の変化、それから今回の御提言、御要望を踏まえまして、今後

その内容の見直しなどを検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、空港国際化に向けた取組状況と今後の展望についてでございます。

松本空港発着の国際チャーター便は、コロナ禍により令和2年1月を最後に途絶えていたところでございます。こうしたことから、県としては、国際チャーター便の就航再開に向け、韓国、台湾、中国、香港など主に東アジアをターゲットに誘致活動を進めてきたところであり、本年9月、モンゴルのフンヌ・エアによって4年8か月ぶりの国際チャーター便の就航が双方向の形で実現したところでございます。

県内旅行会社からは、本チャーター便による旅行商品は販売後間もなく完売となったと聞いておりました。また、モンゴル側からの搭乗率も大変高く、改めて松本空港発着の国際チャーター便への期待とニーズの大きさを実感したところでございます。

今後のさらなる国際チャーター便の誘致に当たりましては、松本空港は標高が高いことに加え、滑走路も短いといった立地上の制約があるほか、航空会社の機材繰り、パイロットや客室乗務員、地上業務要員などの人材不足、世界的な航空燃料の不足等の課題があるところでございます。しかしながら、こうした中であっても、現在、韓国や台湾等の航空会社や旅行会社との間でチャーター便の具体的な協議を進めているところでございまして、今月中に竣工します入国審査施設も活用しながら、さらなる就航実績の上積みを図ってまいりたいと考えているところでございます。

3点目の神戸空港との連携強化についてでございます。

議員お話しのとおり、神戸空港の国際化や神戸空港を拠点としますスカイマークとF D Aとの連携が実現したことから、神戸空港をハブとした乗り継ぎ利用による国際便や沖縄便とのネットワークを構築できる可能性が出てきたところでございます。こうしたことから、8月には、知事をトップに、神戸市を訪れまして、久元喜造市長と懇談しまして、大阪・関西万博を見据えた松本－神戸線を活用したインバウンドの相互送客など、広域的な連携強化について合意したところでございます。

また、F D Aや神戸市等との連携会議を毎月開催しておりまして、例えば、韓国の航空券販売代理店や旅行会社等を招聘し、神戸のウォーターフロントと本県の山岳リゾートを紹介する視察旅行、ファミトリップを実施するなど、松本－神戸線を活用した広域観光ルートの造成に取り組んでいるところでございます。

加えまして、現在、松本から神戸空港経由で沖縄に向かう一部旅行商品において、預入れ手荷物の引継ぎ、スルーバゲージが開始されたところであり、今後、本サービスの拡大や乗り継ぎダイヤの拡充、乗り継ぎチケットの実現を航空会社に働きかけていくなど、神戸空港とのさらなる連携強化に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には松本食肉処理施設の移転について2点御質問をいただきました。

まず、食肉処理施設の立地のメリットと周辺環境への対応についてのお尋ねです。

食肉処理施設は、食に欠かせない畜産物を供給する重要な施設であり、県内で肥育された家畜を県内で処理できることは、運搬コストの低減や新鮮な食肉の安定供給など、生産者、消費者双方にとって大きなメリットがあるものと考えます。

加えて、松本食肉処理施設の移転新設により、県内2施設体制が維持されるため、豚熱等の家畜伝染病発生時において一方の施設が移動制限となった場合においても、県内産家畜の処理や県内での流通確保が可能となるなど、リスク管理面でのメリットもございます。

周辺環境への懸念の声に対しては、事業実施主体では、排水基準の遵守、景観、騒音、臭気に配慮した気密性の確保等の対策を進めるとしており、県といたしましては、これらの取組が確実に実施されることを確認していくとともに、周辺地域の皆様に丁寧な説明が行われるよう支援してまいります。

次に、整備実現に向けた取組についてのお尋ねです。

施設の移転先については、事業実施主体において、朝日村を候補地として現在調整が行われています。食肉処理施設の移転新設には多額の費用を要し、JAグループは、建設に際して国、県、市町村の最大限の支援を求めているところです。こうしたことから、まずは国庫補助事業が最大限活用できるよう、事業実施主体と調整を進めながら国に要望してまいります。

支援の枠組みづくりには当たっては、市町村の理解と協力が得られるよう、施設の重要性やメリットなど丁寧に説明を重ね、県、77市町村、JAグループによるオール長野での支援体制の構築に向けて鋭意取り組んでまいります。

以上でございます。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）それぞれ御答弁をいただきました。

空港、また食肉処理施設につきましては、それぞれ進捗をお答えいただいたところでございます。乗り越えるべきハードルがまだまだあるところではあると思いますが、地元への対応を含め、御尽力いただいていることに感謝申し上げるとともに、それぞれの実現に向けた取組をぜひともお願いいたします。

人口減少対策については、従来の対策の延長線上では、少子化反転も、また東京一極集中の是正にも至らない、そのように感じています。止められない急激な人口減少を前提とした影響

緩和に集中しつつ、全国に広がる価値観の転換や経済成長への兆しを捉え、地方に諦めを感じてしまわないような取組を国民世論としても広げていくことが求められます。

長野県において、人口減少下においても希望の持てる信州の実現につながる人口戦略案が策定されることをお願いして、一切の私の質問を終結いたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）以上で行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑は終局いたしました。

---

○議長（山岸喜昭君）お諮りいたします。第18号「教育委員会委員の選任について」は、会議規則第44条の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件は委員会審査を省略することに決定いたしました。

本件に対して討論の通告がありませんので、本件を採決いたします。

本件、原案どおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり同意することに決定いたしました。

---

#### ●知事提出議案委員会付託

○議長（山岸喜昭君）次に、お諮りいたします。第16号「令和5年度長野県一般会計及び特別会計の決算の認定について」及び第17号「令和5年度長野県企業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について」は、決算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件は決算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。付託一覧表は後刻お手元に配付いたします。

---

○議長（山岸喜昭君）次に、残余の知事提出議案をそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。付託一覧表は後刻お手元に配付いたします。

●請願・陳情提出報告、委員会付託

○議長（山岸喜昭君）次に、去る6月定例会後、県議会に対して請願及び陳情の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読、議案等の部「4 請願・陳情文書表」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

ただいま報告いたしました請願及び陳情を、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。請願・陳情文書表は後刻お手元に配付いたします。

---

●陳情取下げの件

○議長（山岸喜昭君）次に、お手元に配付いたしましたとおり、陳情の取下願がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました陳情取下げの件を本日の日程に追加いたします。

本件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件については、それぞれ願い出のとおり取下げを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ願い出のとおり取下げを許可することに決定いたしました。

〔議案等の部「5 陳情取下願」参照〕

---

●議員提出議案の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、議員から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

議第1号

私学助成の一層の拡充を求める意見書案提出書

令和6年10月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

風 間 辰 一 小 林 東 一 郎

賛 成 者

小 山 仁 志 服 部 宏 昭 萩 原 清

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 佐々木 祥 二 | 西 沢 正 隆 | 宮 本 衡 司 |
| 小 池 清   | 丸 山 栄 一 | 依 田 明 善 |
| 堀 内 孝 人 | 酒 井 茂   | 共 田 武 史 |
| 寺 沢 功 希 | 大 畑 俊 隆 | 宮 下 克 彦 |
| 竹 内 正 美 | 丸 茂 岳 人 | 大 井 岳 夫 |
| 山 田 英 喜 | 向 山 賢 悟 | 早 川 大 地 |
| 垣 内 将 邦 | 青 木 崇   | 荒 井 武 志 |
| 高 島 陽 子 | 埋 橋 茂 人 | 中 川 博 司 |
| 花 岡 賢 一 | 望 月 義 寿 | 佐 藤 千 枝 |
| 丸 山 寿 子 | 竹 村 直 子 | 小 林 陽 子 |
| 林 和 明   | 小 池 久 長 | 百 瀬 智 之 |
| 清 水 正 康 | 小 林 あ や | 奥 村 健 仁 |
| グレート無茶  | 清 水 純 子 | 川 上 信 彦 |
| 加 藤 康 治 | 勝 野 智 行 | 勝 山 秀 夫 |
| 毛 利 栄 子 | 和 田 明 子 | 両 角 友 成 |
| 山 口 典 久 | 藤 岡 義 英 | 宮 澤 敏 文 |
| 小 林 君 男 |         |         |

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第2号

公職選挙法の改正による選挙運動用ポスターの適正化を  
求める意見書案提出書

令和6年10月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者  
風 間 辰 一

賛 成 者

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 小 林 東一郎 | 服 部 宏 昭 | 萩 原 清   |
| 佐々木 祥 二 | 西 沢 正 隆 | 宮 本 衡 司 |
| 小 池 清   | 丸 山 栄 一 | 依 田 明 善 |
| 堀 内 孝 人 | 酒 井 茂   | 共 田 武 史 |
| 寺 沢 功 希 | 大 畑 俊 隆 | 宮 下 克 彦 |

|      |        |      |
|------|--------|------|
| 竹内正美 | 丸茂岳人   | 大井岳夫 |
| 山田英喜 | 向山賢悟   | 早川大地 |
| 垣内将邦 | 青木崇    | 荒井武志 |
| 高島陽子 | 埋橋茂人   | 中川博司 |
| 花岡賢一 | 望月義寿   | 佐藤千枝 |
| 丸山寿子 | 竹村直子   | 小林陽子 |
| 林和明  | 小山仁志   | 小池久長 |
| 百瀬智之 | 清水正康   | 小林あや |
| 奥村健仁 | グレート無茶 | 清水純子 |
| 川上信彦 | 加藤康治   | 勝野智行 |
| 勝山秀夫 | 宮澤敏文   |      |

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第3号

地域における路線バスの維持に向けた支援の強化を求め  
る意見書案提出書

令和6年10月3日

長野県議会議長 山岸喜昭様

提出者

風間辰一 小林東一郎

賛成者

|       |      |      |
|-------|------|------|
| 小山仁志  | 服部宏昭 | 萩原清  |
| 佐々木祥二 | 西沢正隆 | 宮本衡司 |
| 小池清   | 丸山栄一 | 依田明善 |
| 堀内孝人  | 酒井茂  | 共田武史 |
| 寺沢功希  | 大畑俊隆 | 宮下克彦 |
| 竹内正美  | 丸茂岳人 | 大井岳夫 |
| 山田英喜  | 向山賢悟 | 早川大地 |
| 垣内将邦  | 青木崇  | 荒井武志 |
| 高島陽子  | 埋橋茂人 | 中川博司 |
| 花岡賢一  | 望月義寿 | 佐藤千枝 |
| 丸山寿子  | 竹村直子 | 小林陽子 |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 林 | 和 | 明 | 小 | 池 | 久 | 長 | 百 | 瀬 | 智 | 之 |
| 清 | 水 | 正 | 小 | 林 | あ | や | 奥 | 村 | 健 | 仁 |
| グ | レ | ー | ト | 無 | 茶 | 清 | 水 | 純 | 子 | 川 |
| 加 | 藤 | 康 | 治 | 勝 | 野 | 智 | 行 | 勝 | 山 | 秀 |
| 毛 | 利 | 栄 | 子 | 和 | 田 | 明 | 子 | 両 | 角 | 友 |
| 山 | 口 | 典 | 久 | 藤 | 岡 | 義 | 英 | 宮 | 澤 | 敏 |
| 小 | 林 | 君 | 男 |   |   |   |   |   |   |   |

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第4号

郵政改革関連法案の速やかな成立を求める意見書案提出

書

令和6年10月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

風 間 辰 一

賛 成 者

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 小 | 林 | 東 | 一 | 郎 | 服 | 部 | 宏 | 昭 | 萩 | 原 | 清 |
| 佐 | 々 | 木 | 祥 | 二 | 西 | 沢 | 正 | 隆 | 宮 | 本 | 衡 |
| 小 | 池 | 清 | 丸 | 山 | 栄 | 一 | 依 | 田 | 明 | 善 |   |
| 堀 | 内 | 孝 | 人 | 酒 | 井 | 茂 | 共 | 田 | 武 | 史 |   |
| 寺 | 沢 | 功 | 希 | 大 | 畑 | 俊 | 隆 | 宮 | 下 | 克 |   |
| 竹 | 内 | 正 | 美 | 丸 | 茂 | 岳 | 人 | 大 | 井 | 岳 |   |
| 山 | 田 | 英 | 喜 | 向 | 山 | 賢 | 悟 | 早 | 川 | 大 |   |
| 垣 | 内 | 将 | 邦 | 青 | 木 | 崇 | 荒 | 井 | 武 | 志 |   |
| 高 | 島 | 陽 | 子 | 埋 | 橋 | 茂 | 人 | 中 | 川 | 博 |   |
| 花 | 岡 | 賢 | 一 | 望 | 月 | 義 | 寿 | 佐 | 藤 | 千 |   |
| 丸 | 山 | 寿 | 子 | 竹 | 村 | 直 | 子 | 小 | 林 | 陽 |   |
| 林 | 和 | 明 | 小 | 山 | 仁 | 志 | 小 | 池 | 久 | 長 |   |
| 百 | 瀬 | 智 | 之 | 清 | 水 | 正 | 康 | 小 | 林 | あ |   |
| 奥 | 村 | 健 | 仁 | グ | レ | ー | ト | 無 | 茶 | 清 |   |
| 川 | 上 | 信 | 彦 | 加 | 藤 | 康 | 治 | 勝 | 野 | 智 |   |

勝山秀夫 毛利栄子 和田明子  
両角友成 山口典久 藤岡義英  
宮澤敏文 小林君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第5号

食料の安定供給に向けた取組の充実を求める意見書案提出書

令和6年10月3日

長野県議会議長 山岸喜昭様

提出者

風間辰一 小林東一郎 小山仁志  
清水純子 毛利栄子

賛成者

宮本衡司 服部宏昭 萩原清  
佐々木祥二 西沢正隆 小池清  
丸山栄一 依田明善 堀内孝人  
酒井茂 共田武史 寺沢功希  
大畑俊隆 宮下克彦 竹内正美  
丸茂岳人 大井岳夫 山田英喜  
向山賢悟 早川大地 垣内将邦  
青木崇 荒井武志 高島陽子  
埋橋茂人 中川博司 花岡賢一  
望月義寿 佐藤千枝 丸山寿子  
竹村直子 小林陽子 林和明  
小池久長 百瀬智之 清水正康  
小林あや 奥村健仁 グレート無茶  
川上信彦 加藤康治 勝野智行  
勝山秀夫 和田明子 両角友成  
山口典久 藤岡義英 宮澤敏文  
小林君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第6号

特別支援学校における教室不足の解消に向けた財政支援  
を求める意見書案提出書

令和6年10月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

小 林 東一郎

賛 成 者

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 風 間 辰 一 | 服 部 宏 昭 | 萩 原 清   |
| 佐々木 祥 二 | 西 沢 正 隆 | 宮 本 衡 司 |
| 小 池 清   | 丸 山 栄 一 | 依 田 明 善 |
| 堀 内 孝 人 | 酒 井 茂   | 共 田 武 史 |
| 寺 沢 功 希 | 大 畑 俊 隆 | 宮 下 克 彦 |
| 竹 内 正 美 | 丸 茂 岳 人 | 大 井 岳 夫 |
| 山 田 英 喜 | 向 山 賢 悟 | 早 川 大 地 |
| 垣 内 将 邦 | 青 木 崇   | 荒 井 武 志 |
| 高 島 陽 子 | 埋 橋 茂 人 | 中 川 博 司 |
| 花 岡 賢 一 | 望 月 義 寿 | 佐 藤 千 枝 |
| 丸 山 寿 子 | 竹 村 直 子 | 小 林 陽 子 |
| 林 和 明   | 小 山 仁 志 | 小 池 久 長 |
| 百 瀬 智 之 | 清 水 正 康 | 小 林 あ や |
| 奥 村 健 仁 | グレート無茶  | 清 水 純 子 |
| 川 上 信 彦 | 加 藤 康 治 | 勝 野 智 行 |
| 勝 山 秀 夫 | 毛 利 栄 子 | 和 田 明 子 |
| 両 角 友 成 | 山 口 典 久 | 藤 岡 義 英 |
| 宮 澤 敏 文 | 小 林 君 男 |         |

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第7号

看護・介護職の処遇改善及び人材の確保・育成に向けた  
支援の強化を求める意見書案提出書

令和6年10月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

小 林 東一郎

賛 成 者

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 風 間 辰 一 | 服 部 宏 昭 | 萩 原 清   |
| 佐々木 祥 二 | 西 沢 正 隆 | 宮 本 衡 司 |
| 小 池 清   | 丸 山 栄 一 | 依 田 明 善 |
| 堀 内 孝 人 | 酒 井 茂   | 共 田 武 史 |
| 寺 沢 功 希 | 大 畑 俊 隆 | 宮 下 克 彦 |
| 竹 内 正 美 | 丸 茂 岳 人 | 大 井 岳 夫 |
| 山 田 英 喜 | 向 山 賢 悟 | 早 川 大 地 |
| 垣 内 将 邦 | 青 木 崇   | 荒 井 武 志 |
| 高 島 陽 子 | 埋 橋 茂 人 | 中 川 博 司 |
| 花 岡 賢 一 | 望 月 義 寿 | 佐 藤 千 枝 |
| 丸 山 寿 子 | 竹 村 直 子 | 小 林 陽 子 |
| 林 和 明   | 小 山 仁 志 | 小 池 久 長 |
| 百 瀬 智 之 | 清 水 正 康 | 小 林 あ や |
| 奥 村 健 仁 | グレート無茶  | 清 水 純 子 |
| 川 上 信 彦 | 加 藤 康 治 | 勝 野 智 行 |
| 勝 山 秀 夫 | 毛 利 栄 子 | 和 田 明 子 |
| 両 角 友 成 | 山 口 典 久 | 藤 岡 義 英 |
| 宮 澤 敏 文 | 小 林 君 男 |         |

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第8号

自動運転移動サービスの社会実装に向けた環境整備を求  
める意見書案提出書

令和6年10月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

清 水 純 子

賛成者

|       |      |        |
|-------|------|--------|
| 風間辰一  | 服部宏昭 | 萩原清    |
| 佐々木祥二 | 西沢正隆 | 宮本衡司   |
| 小池清   | 丸山栄一 | 依田明善   |
| 堀内孝人  | 酒井茂  | 共田武史   |
| 寺沢功希  | 大畑俊隆 | 宮下克彦   |
| 竹内正美  | 丸茂岳人 | 大井岳夫   |
| 山田英喜  | 向山賢悟 | 早川大地   |
| 垣内将邦  | 青木崇  | 小林東一郎  |
| 荒井武志  | 高島陽子 | 埋橋茂人   |
| 中川博司  | 花岡賢一 | 望月義寿   |
| 佐藤千枝  | 丸山寿子 | 竹村直子   |
| 小林陽子  | 林和明  | 小山仁志   |
| 小池久長  | 百瀬智之 | 清水正康   |
| 小林あや  | 奥村健仁 | グレート無茶 |
| 川上信彦  | 加藤康治 | 勝野智行   |
| 勝山秀夫  | 毛利栄子 | 和田明子   |
| 両角友成  | 山口典久 | 藤岡義英   |
| 宮澤敏文  | 小林君男 |        |

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第9号

医療及び介護従事者の新型コロナウイルス感染症対策への支援を求める意見書案提出書

令和6年10月3日

長野県議会議長 山岸喜昭様

提出者

|      |       |      |
|------|-------|------|
| 風間辰一 | 小林東一郎 | 小山仁志 |
| 清水純子 | 毛利栄子  |      |

賛成者

|       |      |     |
|-------|------|-----|
| 宮本衡司  | 服部宏昭 | 萩原清 |
| 佐々木祥二 | 西沢正隆 | 小池清 |

|      |      |        |
|------|------|--------|
| 丸山栄一 | 依田明善 | 堀内孝人   |
| 酒井茂  | 共田武史 | 寺沢功希   |
| 大畑俊隆 | 宮下克彦 | 竹内正美   |
| 丸茂岳人 | 大井岳夫 | 山田英喜   |
| 向山賢悟 | 早川大地 | 垣内将邦   |
| 青木崇  | 荒井武志 | 高島陽子   |
| 埋橋茂人 | 中川博司 | 花岡賢一   |
| 望月義寿 | 佐藤千枝 | 丸山寿子   |
| 竹村直子 | 小林陽子 | 林和明    |
| 小池久長 | 百瀬智之 | 清水正康   |
| 小林あや | 奥村健仁 | グレート無茶 |
| 川上信彦 | 加藤康治 | 勝野智行   |
| 勝山秀夫 | 和田明子 | 両角友成   |
| 藤岡義英 | 山口典久 | 宮澤敏文   |
| 小林君男 |      |        |

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

〔議案等の部「1 議案 (2)議員提出議案」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

ただいま報告いたしました議員提出議案を本日の日程に追加いたします。

### ●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）最初に、議第1号「私学助成の一層の拡充を求める意見書案」、議第3号「地域における路線バスの維持に向けた支援の強化を求める意見書案」、議第4号「郵政改革関連法案の速やかな成立を求める意見書案」、議第5号「食料の安定供給に向けた取組の充実を求める意見書案」、議第6号「特別支援学校における教室不足の解消に向けた財政支援を求める意見書案」、議第7号「看護・介護職の処遇改善及び人材の確保・育成に向けた支援の強化を求める意見書案」、議第8号「自動運転移動サービスの社会実装に向けた環境整備を求める意見書案」及び議第9号「医療及び介護従事者の新型コロナウイルス感染症対策への支援を求める意見書案」を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本案については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案それぞれに対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ原案どおり可決されました。

---

### ●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、議第2号「公職選挙法の改正による選挙運動用ポスターの適正化を求める意見書案」を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岸喜昭君）起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（山岸喜昭君）次会は、来る10月11日午後1時に再開して、各委員長の報告案件を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時49分散会